



2020年12月16日

各位

会社名 オンキヨーホームエンターテイメント株式会社  
代表者名 代表取締役社長 大 舘 宗 徳  
(JASDAQ・コード6628)  
問合せ先  
役職・氏名 取締役 林 亨  
電話番号 06-6747-9170

第三者割当による第10回新株予約権、第11回新株予約権及び第12回新株予約権発行並びに新株予約権の買取契約の締結に関するお知らせ  
(債務超過解消に向けた取り組み)

当社は、2020年12月16日付の当社取締役会において、EVO FUND (Cayman Islands、代表者：マイケル・ラーチ、リチャード・チゾム) (以下「割当予定先」といいます。) を割当予定先とする第三者割当による第10回新株予約権、第11回新株予約権及び第12回新株予約権 (以下、個別に又は総称して「本新株予約権」といいます。) の発行並びに本新株予約権の買取契約 (以下「本買取契約」といいます。) を割当予定先との間で締結することを決議しましたので、その概要につき以下のとおりお知らせいたします (以下、本新株予約権の発行及び本買取契約の締結を総称して「本件」といい、本新株予約権の発行及びその行使による資金調達を「本件取組み」、「本資金調達」又は「本スキーム」といいます。) 。なお、本件は、2021年1月27日開催予定の当社臨時株主総会 (以下「本臨時株主総会」といいます。) において、本資金調達による大規模な希薄化及び有利発行 (本新株予約権の払込金額がこれを引き受ける者に特に有利な金額であることをいいます。) が承認されることなどを条件としています。本件取組みは、資金調達のみでなく、当社の債務超過の解消をも目的とした施策であり、第11回新株予約権及び第12回新株予約権については、行使により発行される株式は議決権及び普通株式を対価とする取得請求権又は取得条項が付されていない種類株式であり普通株式に係る希薄化を伴わないため、通常の資金調達のための第三者割当とは性質が大きく異なります。

## 1. 募集の概要

本件取組みでは、普通株式を目的とする第10回新株予約権並びにA種種類株式を目的とする第11回新株予約権及びB種種類株式を目的とする第12回新株予約権の3種類の新株予約権を発行し、債務超過の解消を目指します。本件取組みの大枠は以下に記載のとおりです。

### ① 第10回新株予約権の行使

第10回新株予約権については、割当予定先が新株予約権を行使することにより出資される金銭の金額分、債務超過が解消されます。

### ② 第11回新株予約権及び第12回新株予約権の行使

上記①により債務超過額は一定程度減少しますが、2021年3月期第2四半期末の債務超過額からしますと、当社の2021年3月期末における債務超過状態の解消にはなお不足する見込みです。かかる不足分は、下記の第11回新株予約権及び第12回新株予約権の行使により補われます。当該2種類の本新株予約権の内容は、行使に際して出資される財産の内容を除いては同様であり、2021年3月期第3四半期以降発生する可能性がある連結子会社を含む資産の評価や偶発債務発生リスクを仮に考慮した結果、債務超過解消をより確実とするために行使価額の総額はそれぞれ約25億円とされており、債務超過の解消に必要な範囲で、

下記の割当予定先の意向のとおり第 12 回新株予約権、第 11 回新株予約権の順で優先順位を付けて行使されることが予定されており、全てについて行使されることは予定されておりません。

(1) 第 11 回新株予約権

行使されると A 種種類株式が発行され、その対価として金銭が払い込まれます。払い込まれた金額分、債務超過が解消します。

(2) 第 12 回新株予約権

行使されると B 種種類株式が発行され、その対価として割当予定先が保有する株式会社 REVOLUTION（山口県下関市細江町二丁目 2 番 1 号 原弘産ビル 4F、代表取締役：岡本貴文。以下「REVOLUTION」といいます。）（東証 2 部上場、証券コード：8894）が発行する普通株式（以下「REVOLUTION 株式」といいます。）が現物出資されます。当社は、現物出資された REVOLUTION 株式を保有することとなりますが、2021 年 3 月 31 日時点までに第 12 回新株予約権の行使に伴って出資される REVOLUTION 株式の時価相当分、債務超過が解消します。

上記 3 種類の本新株予約権の行使に関する判断は割当予定先の裁量によります。割当予定先の目的は次のとおりです。かかる行使は、2021 年 3 月期末時点での債務超過額を減少させるとともに、場合によっては債務超過の解消を可能とします。

- 割当予定先は、基本的に、第 10 回新株予約権の行使を優先的に進め、第 10 回新株予約権行使による債務超過解消で不足する金額については、REVOLUTION 株式を現物出資財産とする第 12 回新株予約権を行使することによる当社の債務超過解消を希望していること。
- 第 11 回新株予約権は、行使に際して金銭が払い込まれる内容であるが、仮に第 10 回新株予約権及び第 12 回新株予約権の行使だけでは債務超過が解消できない状況が生じた場合に、割当予定先の単独の裁量により、第 11 回新株予約権を行使し、追加的に債務を減少させる可能性があること。

本新株予約権について、割当予定先は当社の状況及び市場環境を日々評価し、その上で、割当予定先の単独の判断により行使をすることが適切と判断した場合には、上記のとおり行使をする意向です。2021 年 3 月末までにおける行使の状況については別途開示を行います。しかしながら、当社の厳しい財務状況や新型コロナウイルス感染症拡大の影響による追加的な不確実性を考慮すると、割当予定先が上記のとおり本新株予約権を行使できない可能性も想定されます。

上記のように、割当予定先から行使方針について伺っておりますが、現時点において当社の財務状況を抜本的に改善させる手当てを他に付けられている状態ではなく、その見込みもございません。現在、割当予定先の他に当社の債務超過の解消を実現できる資金調達を引受けていただく候補もございません。また、当社としては、債務の削減が実現できず、本件取組みによる行使が実施されなかった場合には、上場廃止となる可能性が高くなるものと考えられ、その際には早急に実現可能な資本強化策を検討する必要があります。本件取組みは、債務超過解消が保証されたものではございませんが、当社の現状においては、自助努力のみでの改善は困難であることから、最良の選択肢と考え選択することといたしました。

本新株予約権に係る発行の概要については、下記をご参照下さい。

<第 10 回新株予約権の発行の概要>

|     |              |                                     |
|-----|--------------|-------------------------------------|
| (1) | 割 当 日        | 2021 年 1 月 28 日                     |
| (2) | 新株予約権の総数     | 2,400,000 個（新株予約権 1 個につき普通株式 100 株） |
| (3) | 発 行 価 額      | 新株予約権 1 個当たり 0.1 円                  |
| (4) | 当該発行による潜在株式数 | 普通株式 240,000,000 株                  |

|               |  |
|---------------|--|
| (5) 資金調達額     | 1,200,240,000円<br>(内訳)<br>第10回新株予約権発行分 240,000円<br>第10回新株予約権行使分 1,200,000,000円   |
| (6) 行使価額      | 1株当たり5円  |
| (7) 募集又は割当て方法 | 第三者割当による   |
| (8) 割当予定先     | EVO FUND   |
| (9) その他       | 本新株予約権については、本臨時株主総会において、有利発行による本新株予約権の発行に関する議案が承認(特別決議)されること、本資金調達による大規模希薄化が承認されること並びにA種種類株式及びB種種類株式の新設に係る定款変更に関する議案が承認(特別決議)され、当該定款変更の効力が生じること並びに第10回新株予約権の募集に係る金融商品取引法による届出の効力が発生することを条件として本買取契約を締結する予定です。 |

<第11回新株予約権の発行の概要>

|                  |  |
|------------------|--|
| (1) 割当日          | 2021年1月28日   |
| (2) 新株予約権の総数     | 2,500個(新株予約権1個につきA種種類株式1株)   |
| (3) 発行価額         | 新株予約権1個当たり1円   |
| (4) 当該発行による潜在株式数 | A種種類株式2,500株   |
| (5) 資金調達額        | 2,500,002,500円<br>(内訳)<br>第11回新株予約権発行分 2,500円<br>第11回新株予約権行使分 2,500,000,000円   |
| (6) 行使価額         | 1株当たり1,000,000円  |
| (7) 募集又は割当て方法    | 第三者割当による   |
| (8) 割当予定先        | EVO FUND   |
| (9) その他          | 第11回新株予約権の目的であるA種種類株式には、普通株式を対価とする取得請求権は付されていません。また、金銭を対価とする取得請求権及び取得条項が付されております。詳細は別紙4「A種種類株式の要項」をご参照下さい。<br>本新株予約権については、本臨時株主総会において、有利発行による本新株予約権の発行に関する議案が承認(特別決議)されること、本資金調達による大規模希薄化が承認されること並びにA種種類株式及びB種種類株式の新設に係る定款変更に関する議案が承認(特別決議)され、当該定款変更の効力が生じること並びに第10回新株予約権の募集に係る金融商品取引法による届出の効力が発生することを条件として本買取契約を締結する予定です。 |

<第12回新株予約権の発行の概要>

|                  |  |
|------------------|--|
| (1) 割当日          | 2021年1月28日   |
| (2) 新株予約権の総数     | 2,500個(新株予約権1個につきB種種類株式1株)   |
| (3) 発行価額         | 新株予約権1個当たり1円   |
| (4) 当該発行による潜在株式数 | B種種類株式2,500株   |
| (5) 資金調達額        | 2,500,002,500円<br>(内訳)<br>第12回新株予約権発行分 2,500円<br>第12回新株予約権行使分 2,500,000,000円 |
| (6) 行使価額         | 1株当たり1,000,000円  |

|                       |  |
|-----------------------|--|
| (7) 出資の目的とする財産の内容及び価額 | <p>第 12 回新株予約権の行使に際しては同時に行使された第 12 回新株予約権の個数に行使価額を乗じて算出された額（1 円未満端数切上げ）を上回る時価を有する REVOLUTION 株式が出資されます。</p> <p>上記において「時価」とは、出資される REVOLUTION 株式の株式数に第 12 回新株予約権の行使請求の効力が生じる日の取引所における REVOLUTION 株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）を乗じて算出される額をいいます。</p> <p>※ 1 REVOLUTION 株式会社については、割当予定先の事前の承諾を受けることなく売却等しないことを本買取契約において合意する予定です。</p> <p>※ 2 第 12 回新株予約権の出資の目的となる財産を REVOLUTION 株式とすることは、割当予定先からの提案であり、当社は、債務超過解消の目的でかかる提案を受諾しております。事業上の効果等は目的としておらず、REVOLUTION との間で業務提携を行う予定はありません。</p> <p>※ 3 当社は、割当予定先との間で REVOLUTION 株式に係る議決権の共同行使を合意する予定はありません。</p> |
| (8) 募集又は割当て方法         | 第三者割当による   |
| (9) 割 当 予 定 先         | EVO FUND   |
| (10) そ の 他            | <p>第 12 回新株予約権の目的である B 種種類株式には、普通株式を対価とする取得請求権は付されていません。また、金銭又は REVOLUTION 株式を対価とする取得請求権及び金銭を対価とする取得条項が付されております。詳細は別紙 5 「B 種種類株式の要項」をご参照下さい。</p> <p>本新株予約権については、本臨時株主総会において、有利発行による本新株予約権の発行に関する議案が承認（特別決議）されること、本資金調達による大規模希薄化が承認されること並びに A 種種類株式及び B 種種類株式の新設に係る定款変更に関する議案が承認（特別決議）され、当該定款変更の効力が生じること並びに第 10 回新株予約権の募集に係る金融商品取引法による届出の効力が発生することを条件として本買取契約を締結する予定です。</p>   |

(注 1) 現物出資の対象となる財産（以下「現物出資財産」といいます。）の価額については、会社法の規定により原則として検査役による調査が義務付けられていますが（会社法第 284 条第 1 項）、かかる検査役調査の例外の一つとして、行使された新株予約権の新株予約権者が交付を受ける株式の総数が発行済株式の総数の 10 分の 1 を超えない場合には、当該新株予約権者が給付する現物出資財産の価額については検査役による調査は不要とされております（会社法第 284 条第 9 項第 1 号）。第 12 回新株予約権の行使により交付される株式は最大 2,500 株であり、当社発行済株式総数（本日現在の当社発行済株式総数 142,768,294 株）の 10 分の 1 を超えないことから、第 12 回新株予約権の行使における現物出資財産の価額について検査役調査は不要となります。

(注 2) REVOLUTION 株式（第 12 回新株予約権の現物出資財産）の発行会社である REVOLUTION（東証 2 部上場、証券コード：8894）の概要は以下のとおりです。

(2020 年 10 月 31 日現在)

|             |                      |
|-------------|----------------------|
| ① 名 称       | 株式会社 REVOLUTION      |
| ② 所 在 地     | 山口県下関市細江町二丁目 2 番 1 号 |
| ③ 代表者の役職・氏名 | 代表取締役社長 岡本貴文         |
| ④ 事業内容      | 不動産分譲事業、不動産賃貸管理事業    |

|                        |  |             |               |
|------------------------|--|-------------|---------------|
| ⑤ 資本金                  | 1,287,878千円(連結)  |             |               |
| ⑥ 設立年月日                | 1986年3月28日   |             |               |
| ⑦ 大株主及び持株比率(※1)        | CREDIT SUISSE AG, DUBLIN BRANCH PRIME CLIENT ASSET EQUITY ACCOUNT (常任代理人 クレディ・スイス証券株式会社)       |             | 29.88%        |
|                        | EVO FUND   |             | 25.72%        |
|                        | BNP PARIBAS LONDON BRANCH FOR PRIME BROKERAGE CLEARANCE ACC FOR THIRD PARTY (常任代理人 香港上海銀行東京支店) |             | 4.12%         |
|                        | 日本証券金融株式会社   |             | 2.51%         |
|                        | CREDIT SUISSE AG SINGAPORE TRUST A/C CLIENTS -RESIDENT TOKYO (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)               |             | 1.93%         |
|                        | MAJOR LERCH LP (常任代理人 EVOLUTION JAPAN 証券株式会社)  |             | 1.31%         |
|                        | FIDELITY CANADA CUSTODY (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)   |             | 0.67%         |
|                        | 仲西智新   |             | 0.66%         |
|                        | JPLLC CLIENT SAFEKEEPING ACCOUNT (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)                                      |             | 0.62%         |
|                        | TOMODACHI INVESTMENT LP (常任代理人 EVOLUTION JAPAN 証券株式会社)   |             | 0.54%         |
| ⑧ 当社と当該会社との関係          | 資本関係   | 該当事項はありません。 |               |
|                        | 人的関係   | 該当事項はありません。 |               |
|                        | 取引関係   | 該当事項はありません。 |               |
|                        | 関連当事者への該当状況  | 該当事項はありません。 |               |
| ⑨ 最近3年間の経営成績及び財政状態(※2) | (単位:千円。特記しているものを除く。)   |             |               |
| 決算期                    | 2018年10月期  | 2019年10月期   | 2020年10月期(※3) |
| 純資産                    | 71,197   | 930,286     | 1,406,035     |
| 総資産                    | 1,821,039  | 1,840,931   | 1,994,814     |
| 1株当たり純資産(円)            | 0.97   | 4.90        | 4.78(個別)      |

|                             |         |         |           |
|-----------------------------|---------|---------|-----------|
| 売 上 高                       | 863,189 | 827,971 | 763,453   |
| 営業利益又は<br>営業損失(△)           | 26,578  | 18,343  | △32,777   |
| 経常利益又は<br>経常損失(△)           | 4,640   | △16,863 | △37,676   |
| 当期純利益又は<br>当期純損失(△)         | 4,647   | △55,185 | △187,830  |
| 1株当たり純利益<br>又は<br>純損失(△)(円) | 0.06    | △0.43   | △0.81(個別) |
| 1株当たり配当額<br>(円)             | —       | —       | —         |

※1 大株主及び持株比率の情報は2019年10月31日時点のものです。

※2 2018年10月期及び2019年10月期の決算情報は個別業績、2020年10月期の決算情報は連結業績であります。

※3 2020年10月期の決算情報は、2020年12月15日公表の2020年10月期決算短信[日本基準](連結)をもとに記載しております。

## 2. 募集の目的及び理由

### (1) 資金調達の目的

当社グループの主力事業をとりまく外部環境及び市場は、ここ数年で激変しており、もはや独自技術に頼った自社生産・自社販売という従来の製造業の経営活動のみでは、変化と競争の激しい世界市場では生き残ることが困難となってきました。

2019年5月には、ホームAV事業に関して、DENON/Marantz/Polk Audio等のオーディオブランドを持つSound United LLCのグループにこれを対価約8,175百万円にて譲渡すること(以下「本事業譲渡」といいます。)を決議いたしました。が、本事業譲渡において必要な手続きは完了したものの、関連する全ての契約の締結、資金調達の確保、その他の必要な承認等様々な条件を満たすことが両当事者において難航し、譲渡契約を終了し本事業譲渡を中止するにいたしました。

2019年8月には、営業債務の早急な支払いを目的に、株式会社SBI証券(本店所在地:東京都港区六本木一丁目6番1号 代表取締役社長:高村正人)に対する第三者割当による第7回新株予約権の発行を決議し、2019年9月9日以降、第7回新株予約権の行使が順次行われ、約1,300百万円の資金調達を行いました。が、2019年11月末時点で依然として6,162百万円の営業債務の支払い遅延が存在している状況でした。

このような状況に鑑みて、2019年11月にホームAV事業に関わる国内従業員の約30%に相当する100人規模の人員削減及び役職ポスト数の見直しによる組織のスリム化により2020年3月期第4四半期から年間約1,000百万円(見込額)の固定費の削減、さらに不採算モデルの削減やこれに伴う2021年3月期以降の開発費の削減で年間約750百万円(見込額)の損益改善、拠点集約による固定費の削減を行うことで販売管理費の削減を目的とした合理化策を策定し実行に移しております。が、これらの合理化策による費用の削減効果や下記で詳述する資産を有効活用した資金調達は相応の時間を要することから、直近の営業債務の支払い状況を改善するために、当社は、2019年12月27日付プレスリリース「第三者割当による新株式、第6回新株予約権付社債(転換価額修正条項付)及び第8回新株予約権(行使価額修正条項付)並びに第9回新株予約権の発行並びに無担保ローン契約締結に関するお知らせ」に記載のとおり、EVO FUNDを割当予定先とする新株式、第6回無担保転換社債型新株予約権付社債、第8回新株予約権及び第9回新株予約権の発行、並びにEVOLUTION JAPAN アセットマネジメント株式会社(東京都千代田区紀尾井町4番1号 代表取締役 宮下和子)との間で無担保ローン・ファシリティ契約(以下「本ファシリティ契約」といいます。)の締結を、2019年12月27日付で決議いたしました。しかしながら、元々の運転資金の不足、債権回収の遅延が発生していることに加え、当社事業を

とりまく外部環境及び市場の変化は激しく、それに伴う、構造改革や合理化策を実施してもなお業績が改善できていない状況、さらには、2020年以降の世界規模の新型コロナウイルス感染症の拡大によって、世界的な株式市場の低迷が発生したことによる当社株価の低下により、当初約6,000百万円を見込んでいた資金調達は、約2,182百万円の調達のみで留まってしまい、当初の予定どおり営業債務の解消を行うことができませんでした。

さらに、2020年以降、営業債務の支払い遅延が存在している状況に加え、新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり、生産及び販売活動が限定的になったため、当初計画をしていた経常収入が得られない状況となりました。一部の取引先からは、支払い遅延の解消に向けた具体的な資金調達計画と支払い予定を明確に提供するよう要請され、取引条件についても支払いまでの期間の短縮及び出荷時での支払いを必要とするなどの変更要求や材料・製品の一部供給の停止等により、生産ラインの停止等が発生したことから、商品の供給不能による販売機会損失の影響も生じ、2020年3月期においては、売上高は21,808百万円と前年対比22,028百万円減となりました。加えて、当社は2020年3月期において、当社AV事業の事業子会社オンキヨー&パイオニア株式会社（東京都墨田区横網一丁目10番5号、代表取締役：宮城謙二。以下「OPC社」といいます。）（2020年3月当時。なお、下記記載の吸収合併により、当社に吸収合併されています。）の米国向け販売代理店であるオンキヨーUSA社（18 Park Way Upper Saddle River, New Jersey 07458、CEO: Jason Sausto。以下「OUS社」といいます。）について、元々AVレシーバー市場が大幅に縮小傾向だったことによることに加え、前述の理由によりOPC社からの米国向けの商品出荷が大幅に減少したことに伴い、OUS社の業績が著しく悪化し、さらに新型コロナウイルス感染症拡大によるロックダウンの影響もあり、OPC社への営業債務が大幅に滞留している状況となったため、2020年3月期において2,934百万円の貸倒引当金繰入額を特別損失に計上いたしました。それらの結果、2020年3月期連結会計期間末において、当社は、3,355百万円の債務超過に陥り、2020年9月25日付の株式会社東京証券取引所（以下「東証」といいます。）の発表により、上場廃止に係る猶予期間入り銘柄となりました。

そのため、本件取組みは、2021年3月末までに債務超過を解消し、上場廃止を回避することを主な目的としております。

本件取組みに先立ち、当社は、返済の目途が立っていない貸付金債権と、期日が到来し支払いが遅延している営業債務の一部に対応する金銭債権について、2020年5月20日付プレスリリース「第三者割当による新株式の発行（現物出資（デット・エクイティ・スワップ））」及びに主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動（予定）に関するお知らせ」に記載のとおり、2020年6月5日付でEVO FUNDを含む各債権者5者がこれを当社に現物出資し、デット・エクイティ・スワップにより株式を発行いたしました。これにより、861百万円の有利子負債及び約700百万円の営業債務が圧縮されるとともに、資本が増強され、当該圧縮分の貸付金返済及び営業債務支払いのための資金負担がなくなり、当社グループの支払い遅延の債務額も減少することとなりました。

また、当社としては従前より、保有する資産を有効活用した資金調達も行うべく交渉を続けております。具体的には、当社の持分法適用関連会社であるS&O ELECTRONICS (MALAYSIA) SDN. BHD.（マレーシア ケダ州）について当社グループが保有する株式（簿価約528百万円）の売却に向けた他社との間の具体的な協議を進めており、その他保有の投資有価証券についても取捨選択した上で売却の方向も検討いたします。また、所有する三重県津市河芸の土地、建物といった固定資産の売却についても候補先を検討する等、資産を有効活用した資金調達も行うべく取り組んでおり、営業債務の支払い遅延の解消のため、最大限の努力を継続しております。

さらに、当社としては、昨年ホームAV事業を譲渡することを方針とし、複数の候補先と詳細な協議を行っていましたが、ホームAV事業の譲渡が成立しない状態では今後より厳しい状況に陥ることは容易に予想され、また、すでに実施済みの合理化策において大幅な固定費の削減が見込めることがわかってきたことから、ホームAV事業について、営業債務の支払い遅延を解消し、従来から強みのあったビジネスに注力することができれば、利益を確保できる体制が徐々に整いつつあると判断し、さらには、2020年7月30日付プレスリリース「米国における販売代理店契約締結のお知らせ」にて公表しておりますとおり、米国における販売代理店を米国

Nasdaq 上場の VOXX グループの 11 Trading Company LLC に変更することができたこともあり、2020 年 7 月 31 日付プレスリリース「グループ再編（子会社との吸収合併及び会社分割（新設分割）による子会社設立）及び定款の一部変更（商号変更他）に関するお知らせ」のとおり、ホーム A V 事業を行う オンキヨー & パイオニア株式会社を当社が吸収合併し、従来、オンキヨー株式会社が担っていた OEM 事業を オンキヨーサウンド株式会社、A I、ハイレゾ配信、ブランドコラボレーションなどのその他事業を オンキヨー株式会社にそれぞれ新設分割し、オンキヨー株式会社は オンキヨーホームエンターテイメント株式会社に商号を変更し、ホーム A V 事業に再注力することを公表いたしました。その後、2020 年 9 月 25 日付の臨時株主総会にて、このグループ再編は賛成多数で可決され、2020 年 10 月 1 日より新体制への移行を行いました。

一方で、上述の経営体制・方針転換は、当社の状況改善において即効性のあるものではないため、効果が顕在化するまでは数か月かかるものと予想されることから、現状の解消・緩和に向けた取組みとして、2020 年 7 月 31 日付プレスリリース「包括的株式発行プログラム（“STEP”）設定契約締結及び第三者割当による新株式発行、並びに主要株主である筆頭株主の異動（予定）に関するお知らせ」にて、EVO FUND を割当先とする株式発行プログラム設定契約により設定された株式発行プログラム（以下「新株発行プログラム」といいます。）に基づく割当予定先に対する第三者割当による全 8 回の新株式の発行を決議いたしました。

新株発行プログラムにより、第 1 回割当乃至第 8 回割当の合計で約 4,618 百万円の資金調達を当初見込んでおり、それらの資金を用いて、遅延している営業債務の支払い及び借入金の弁済を計画しておりました。しかしながら、2020 年 11 月 9 日時点において、第 4 回割当まで新株発行を実施し、約 1,290 百万円の調達が完了したものの、当社株価が低迷し、取引先に対する営業債務の支払い遅延も 2020 年 9 月末現在で 5,841 百万円（前連結会計年度末 6,468 百万円）存在していることから、各取引先との間における支払い期間の短縮等の状況が継続しており、生産及び販売活動が限定的となっております。加えて、新型コロナウイルス感染症の影響により、欧州では外出制限などにより需要が限定的となっております。また生産現場においては、マレーシア生産工場の操業が一時的な停止状態に陥り、新型コロナウイルス感染症予防対策を行いながら生産活動を再開しておりますが、限定的な稼働から顧客の要望に対しては充足されない状況が続いております。このような原因もあり、2021 年 3 月期第 2 四半期連結累計期間においても 2,330 百万円の経常損失を計上することとなり、2020 年 9 月末日時点において 2,381 百万円の債務超過となっている状況であります。

上述の状況から、このまま当初予定どおりの新株式発行を行うだけでは、営業債務の支払い遅延及び 2021 年 3 月期末までの債務超過の解消を確実に実行することは困難である可能性が高くなってきたため、当社は債務超過解消を確実に実行できる資本増強策の検討を進めるため、2020 年 11 月 24 日付プレスリリース「包括的株式発行プログラム（“STEP”）設定契約に基づく EVO FUND に対する第三者割当による新株式発行（第 5 回割当）の中止及び有価証券届出書の取下げに関するお知らせ」及び 2020 年 12 月 14 日付プレスリリース「包括的株式発行プログラム（“STEP”）設定契約に基づく EVO FUND に対する第三者割当による新株式発行（第 6 回乃至第 8 回割当）の中止及び有価証券届出書の取下げに関するお知らせ」のとおり、新株式発行（第 5 回乃至第 8 回割当）の中止を決議しております。

このように、2020 年 3 月期までの状況に続き、2021 年 3 月期においても現時点で純損失を計上しており、キャッシュ・フローが改善されていない状況下において、当社は、2021 年 3 月期末までに債務超過を解消して、当社を支援いただいております株主様に上場廃止によるご迷惑をおかけすることを回避したいと考えております。

割当予定先よりこのたび提案いただいた本件取組みは、2021 年 3 月 31 日までに債務超過を解消するために不可欠な純資産の増強を可能とするものであります。本件取組みでの調達資金だけでは、営業債務の支払い遅延が即座に解消することは難しいものの、2021 年 3 月 31 日までに債務超過が解消され、財務状況が改善すれば、各取引先から正常に材料・製品の供給を受けつつ、現在の支払い期間の短縮及び出荷時支払いなどの取引条件についても当社の通常の取引条件に戻すことの交渉が可能となり、販売機会回復、当社の資金の回転良化から、より事業運営も正常化し、営業債務の支払い遅延に回せる経常収支の増加も見込んでおります。一方で、本件取組み



を実施しなかった場合には、営業債務の支払い遅延を一定程度以上解消する必要があり、かかる解消は困難を伴うことが見込まれることから、債務超過による上場廃止となる可能性が本件取組みを行った場合に比して高くなるものと考えられます。割当予定先をEVO FUNDとする本件取組みが実行され、本新株予約権が行使された場合、大規模な希薄化を伴い、既存株主の皆様へ不利益を与えることとなりますが、当社は、本件取組みが、債務超過解消を目指すために不可欠な手段であると判断しております。しかしながら、大規模な希薄化を伴い、かつ、割当予定先のみ特に有利な価額での新株予約権の行使を可能とするものであるため、かかる状況において、本資金調達実施の是非を既存株主の皆様へ問うべく、本臨時株主総会にて、特別決議の議題として審議いただくことといたしました。

なお、当社は、2020年12月に支払いが必要となっている営業債務の弁済などの運転資金に充てるため、割当予定先の関連会社及びその他金融機関から、2020年12月16日以降、同月中に金400百万円規模の借入れ（以下「本件借入れ」といいます。）を実施する予定です。なお、割当予定先の関連会社からは、本資金調達に係る当社取締役会決議後でなければ貸付の内容を決定できず、同決議後に検討する旨を聞いております。本件借入れを割当予定先の関連会社から実施した場合には、当社が新株式の発行や当社が発行した新株予約権の行使等によって資金調達（新株式発行又は新株予約権の行使に係る金銭の払込みを受けることをいいます。）を行ったときには、その調達金額により期限前弁済をすることをその借入れの条件とすることとなる予定のため、本資金調達による調達資金を本件借入れの弁済資金に充当する予定です。

## （2）資金調達方法の概要

本資金調達は、当社が割当予定先であるEVO FUNDに対し本新株予約権を割り当て、割当予定先による本新株予約権の行使に伴って当社の資本が増加する仕組みとなっております。

また、当社は、本資金調達に加えて、実行し得る債務超過解消のための施策を進めることを目指して、追加的な種類株式の発行について実行可能な状態にあらかじめ準備することが必要と考えております。そのため、当社は、本日付で、A種種類株式及びB種種類株式の新設に加えて、将来的に発行することを想定しているC種種類株式の新設に関する定款変更についても本臨時株主総会に付議することを決議いたしました。なお、上場会社が第三者割当を行う場合において、希薄化率（有価証券上場規程施行規則第435条の2に規定する議決権の比率）が300%を超えるときは、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと東証が認める場合を除き、その上場を廃止することとされており（有価証券上場規程第601条第1項第17号、有価証券上場規程施行規則第601条第15項第6号）、第三者割当が短期間（6か月を目安）に複数回実施される場合には、これらの第三者割当が一体とみなされて希薄化率が算出されることから、A種種類株式及びB種種類株式と同様、C種種類株式についても議決権を持たず、かつ当社普通株式に転換することができない内容としております。

なお、現時点においては、C種種類株式の新設にかかる定款変更の実施を本臨時株主総会に付議するのみであり、募集事項について決定した事実はございません。

C種種類株式の概要は以下のとおりです。

### （C種種類株式の概要）

|                 |  |
|-----------------|--|
| <p>(1) 優先配当</p> | <p>大要、C種種類株式1株当たりの払込金額相当額に、それぞれの半期事業年度末毎に日本円TIBOR（6か月物）に2.5%を加えた率として算定される率を年率として、当該年率を乗じて算出した額について、配当基準日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から当該配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日（但し、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）として日割計算した額。なお優先配当については非参加条項及び累積条項が定められている。C種種類株式に対する優先配当はA種種類株式及びB種種類株式に対する優先配当並びに普通株式に対する配当に優先する（A種種類株式及びB種種類株式に対する優先配当は、同順位で普通株式に対する配当に優先する。）。</p> |
| <p>(2) 議決権</p>  | <p>なし</p>  |

|     |                 |  |
|-----|-----------------|--|
| (3) | 普通株式を対価とする取得請求権 | なし   |
| (4) | 金銭を対価とする取得請求権   | 2023年1月28日以降、大要、(i) C種種類株式1株当たりの払込金額相当額に110%を乗じて得られる金額並びに(ii) C種種類株式1株当たりの累積未払配当金にて、取得請求可能。金銭を対価とする取得請求がなされたC種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の支払いは、同一の日を取得日として金銭を対価とする取得請求がなされたA種種類株式及びB種種類株式並びにREVOLUTION株式を対価とする取得請求がなされたB種種類株式の取得と引き換えに交付することとなる金銭又はREVOLUTION株式の支払い又は交付に優先する(金銭を対価とする取得請求がなされたA種種類株式及びB種種類株式並びにREVOLUTION株式を対価とする取得請求がなされたB種種類株式は同順位。) |
| (5) | 金銭による取得条項       | 2022年1月28日以降、大要、(i) C種種類株式1株当たりの払込金額相当額に110%を乗じて得られる金額並びに(ii) C種種類株式1株当たりの累積未払配当金にて、取得可能   |
| (6) | 残余財産の分配順位       | A種種類株式及びB種種類株式並びに普通株式に対して優先する(A種種類株式及びB種種類株式は、同順位で普通株式に優先する。)  |

上述のC種種類株式の発行に関して、現段階で決まった事実はなく、また、割当先の候補も具体的に定まっていないものの、当社の債務超過解消及び財務体質の強化のためには、本新株予約権による資本増強に加えて、債権者による現物出資(DES)によるC種種類株式の発行や債務免除を含む、現存する債務の縮小を図る手段が必要であると考えており、そのための第一歩として、本資金調達及びC種種類株式の新設について決議いたしました。なお、C種種類株式について、優先配当、残余財産の分配及び金銭を対価とする取得請求権をA種種類株式及びB種種類株式に対して優先するものとした理由は、C種種類株式の設計上のメリットを高めることにより、潜在的な投資家が取得することを容易にするためです。

本買取契約において、本新株予約権行使の確約等の条項は付されておられません。割当予定先は、当社の状況及び市場環境を日々評価し、その上で、本新株予約権の行使は、割当予定先の単独の判断により行われます。なお割当予定先は、本新株予約権の行使が、当社の資本増強に寄与し、債務超過解消によって上場廃止となる危険性を減少させることを理解しております。疑義を避けるために付言すると、本買取契約において上場廃止の回避を確約する規定及びその意図はなく、かかる予定もありません。債権者との交渉により現存する債務額を縮小することができれば、当社の債務超過解消のために必要となる割当予定先による行使の金額は少なくなります。

### (3) 資金調達方法の選択理由

当社は、上記「(1)資金調達の目的」に記載した資金調達の目的に合う資金調達の方法を検討していましたが、本資金調達の特徴及び「(5)他の資金調達方法」に記載の他の資金調達方法について検討し、これらの検討結果として、公募増資等において株式を引き受けていただける投資家は見つかっておらず、一方で割当予定先からは新株予約権であれば引受可能であるとの意向を伺っており、資本増強の期限である2021年3月末までの時間は限られている中で、現時点において当社が直面している課題である債務超過解消を目指すための唯一現実的なスキームとして、総合的な判断により、本スキームを採用することを決定しました。

### (4) 本資金調達の特徴

本新株予約権は調達資金の最大額が固定されており、併せて、本新株予約権の行使価額と割当株式数が固定されております。

#### ① 行使価額及び対象株式数の固定

本新株予約権は、発行当初から行使価額は原則として固定(第10回新株予約権は5円、第11回新株予約権及び第12回新株予約権は1,000,000円)されており、将来的な市場株価の

変動によって行使価額が変動することはありません（但し、時価を下回る払込価額での株式の発行等により、当社普通株式が交付され、発行済みの当社普通株式数に変更が生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、当該払込価額又は発行済みの当社普通株式数の増加率に応じて、第10回新株予約権の行使価額も減額する方向で調整されます。）。また、本新株予約権の対象株式数についても発行当初から固定（第10回新株予約権は普通株式240,000,000株、第11回新株予約権はA種種類株式2,500株、第12回新株予約権はB種種類株式2,500株）されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません（行使価額の調整により調整を行う際は行使価額及び割当株式数が調整される場合があります。）。

② 本買取契約上の本新株予約権の譲渡制限

本買取契約において、本新株予約権の譲渡に関し当社の取締役会による事前承認を要する旨の譲渡制限が付される予定です。そのため、当社の事前承認がない限り、割当予定先から第三者へは譲渡されません。

③ 本買取契約上の出資上場株式（REVOLUTION株式）の譲渡制限

本買取契約において、第12回新株予約権の行使に際して出資されたREVOLUTION株式の譲渡に関して、割当予定先による事前承認を要する旨の譲渡制限が付される予定であり、当社は、原則として、出資されたREVOLUTION株式を処分することができず、したがって、当社の資金として使用することができません。この譲渡制限については、株式市場におけるREVOLUTION株式の安定を図るためとの割当予定先の意図に基づくものであり、譲渡にかかる事前承認について、割当予定先から、「現時点では、具体的に想定している時期はないものの、債務超過解消を達成以降、当社の状況等を見て判断する」と聞いております。当社としましては、資金として使用できないデメリットがあるものの、上記「（3）資金調達方法の選択理由」にも記載のとおり、2021年3月末までの時間が限られている中で、本スキームが、現時点において当社が直面している課題である債務超過解消及び上場維持のために取り得る、唯一の現実的なスキームであるとして、総合的な判断より、これを受け入れることといたしました。

④ 設計上のリスク

本新株予約権は、行使の確約条項が付されていないため、当社の株価推移によっては、行使がなされない、又は、行使が進まなくなる可能性があります。また、割当予定先が行使により取得した、又は既に保有している当社普通株式を市場売却することにより、株価が下落する可能性があります。

(5) 他の資金調達方法

① 新株式発行による増資

(a) 公募増資

公募増資による新株発行は、一度に資金調達が可能となるものの、時価総額や株式の流動性によって調達金額に限界があり、当社の時価総額や株式の流動性を勘案すると必要額の調達が困難であると考えられます。また、公募増資の場合には検討や準備等にかかる時間も長く、公募増資を実施できるかどうかその時点での株価動向や市場全体の動向に大きく左右され、一度実施のタイミングを逃すと決算発表や四半期報告書及び有価証券報告書の提出期限との関係で最低でも数か月程度は後ろ倒しになることから柔軟性が低く、資金調達の機動性という観点からは今回のスキームの方がメリットが大きいと考えております。また、現時点で公募増資の引受手となる証券会社は存在しません。これらの点を考慮の上、公募増資は今回の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。

(b) 株主割当増資

株主割当増資では、資力等の問題から割当予定先である株主の応募率が不透明であり、また実務上も近時において実施された事例が乏しく、当社としてもどの程度の金額の資金の調達が可能なかの目処を立てることが非常に困難であります。また、現時点で株主割当増資を引き受けていただける証券会社は存在しません。これらの点を考慮の上、株主割当増資は今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

(c) 新株式の第三者割当増資

第三者割当増資による新株式発行は、資金調達が一度に可能となるものの、同時に将来の1株当たり利益の希薄化が即時に生じるため、株価に対して直接的な影響を与える可

能性があります。また、現時点では適当な割当先が存在しません。なお、割当予定先によると、当社の債務超過を解消するために必要な資金を一度に新株式の引受けにより出資することは当社の財務状況に鑑みてリスクが高過ぎ、本新株予約権を段階的に行使することにより順次出資を行い、リスク状況に応じて適宜本新株予約権の行使により取得した株式を売却する形式での資本提供にしか応じられないとのことです。

② CB

CB は発行時点では全額が負債として計上されることから、債務超過を解消するための施策として適当ではありません。そのため、CB も今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

③ 新株予約権無償割当による増資（ライツ・イシュー）

株主全員に新株予約権を無償で割り当てることによる増資、いわゆるライツ・イシューには当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシューと、当社が金融商品取引業者との元引受契約を締結せず新株予約権の行使は株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・イシューがありますが、コミットメント型ライツ・イシューについては国内で実施された実績が乏しく、資金調達手法としてまだ成熟が進んでいない段階にある一方で、引受手数料等のコストが増大することが予想される点や時価総額や株式の流動性による調達額の限界がある点等、適切な資金調達手段ではない可能性があることから、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。また、ノンコミットメント型ライツ・イシューについては、当社は最近2年間において経常赤字を計上しており、東証の定める有価証券上場規程第304条第1項第3号aに規定される上場基準を満たさないため、実施することができません。

④ 借入れ・社債による資金調達

借入れ又は社債のみによる資金調達では、調達額が全額負債となるため、財務健全性がさらに低下し、今後の借入れ余地が縮小する可能性があり、債務超過も解消されないことから、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。なお、前述のとおり、当社は2020年12月16日以降、同月中に本資金調達とは別途、本件借入れを実行することを予定しております。

なお、本資金調達により発行される第10回新株予約権の目的である株式240,000,000株に係る議決権の数は2,400,000個であり、その結果、割当予定先は、当社の総議決権の数の最大69.63%を保有し得ることとなり、会社法第244条の2第1項に定める特定引受人に該当いたします。以下は、同各項及び会社法施行規則第55条の2に定める通知事項です。

- (a) 特定引受人の氏名又は名称及び住所 EVO FUND (エボ ファンド) c/o Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited 190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands
- (b) 特定引受人がその引き受けた募集新株予約権に係る交付株式の株主となった場合に有することとなる最も多い議決権の数 2020年9月30日時点の割当予定先の議決権数98,544個を基準とした場合、2,498,544個になります。
- (c) (b)の交付株式に係る最も多い議決権の数 2,400,000個
- (d) (b)に規定する場合における最も多い総株主の議決権の数 2020年9月30日時点の総議決権数1,188,072個を基準とした場合、3,588,072個になります。
- (e) 特定引受人との間の総数引受契約締結に関する取締役の判断及びその理由 当社は、本資金調達が実行され、本新株予約権が行使された場合、大規模な希薄化を伴い、既存株主の皆様へ不利益を与えることとなりますが、本資金調達が、当社の遅延している営業債務の支払い原資となる予定であるとともに、債務超過解消のための一手段となり得るものであり、やむを得ないと判断しております。
- (f) 特定引受人との間の総数引受契約締結に関する監査役の見解 当社監査役全員は、本資金調達が実行され、本新株予約権が行使された場合、大規模な希薄化を伴い、既存株主の皆様へ不利益を与えることとなりますが、本資金調達が、当社の遅延している営業債務の支払い原資となる予定であるとともに、債務超過解消のための一手段となり得るものであり、やむを得ないと判断している旨の意見を口頭で表明しております。

### 3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

#### (1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

|             |                |
|-------------|----------------|
| ① 払込金額の総額   | 3,700,245,000円 |
| ② 発行諸費用の概算額 | 56,000,000円    |
| ③ 差引手取概算額   | 3,644,245,000円 |

(注) 1. 払込金額の総額は、下記を合算した金額であります。

|                                |                |
|--------------------------------|----------------|
| 第10回新株予約権の払込金額の総額              | 240,000円       |
| 第11回新株予約権の払込金額の総額              | 2,500円         |
| 第12回新株予約権の払込金額の総額              | 2,500円         |
| 第10回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額 | 1,200,000,000円 |
| 第11回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額 | 2,500,000,000円 |

2. 第12回新株予約権の行使はREVOLUTION株式の現物出資により行われるため、行使により払い込まれる金銭はありません。

3. 発行諸費用の概算額は、調査費用、登記費用、弁護士費用、本臨時株主総会開催関係費用及び信託銀行費用等の合計額です。なお、消費税及び地方消費税は含まれておりません。

4. 第10回新株予約権又は第11回新株予約権の行使価額が調整された場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は増加又は減少します。なお、本新株予約権は行使コミットメント条項がない新株予約権であることから、全額行使は保証されておりません。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少します。

#### (2) 調達する資金の具体的な使途

本新株予約権の発行及び割当予定先による本新株予約権の行使によって調達する資金の額は第10回新株予約権及び第11回新株予約権が全額、現金により行使されたと仮定した場合にのみ、合計約3,644百万円となる予定であり、調達する資金の具体的な使途については、次のとおり予定しています。

#### 本新株予約権の発行により調達する資金の具体的な使途

| 具体的な使途           | 金額（百万円） | 支出予定時期              |
|------------------|---------|---------------------|
| ① 借入金弁済          | 400     | 2021年1月～<br>2021年3月 |
| ② 運転資金           | 744     | 2021年1月～<br>2021年5月 |
| ③ 遅延している営業債務の支払い | 2,500   | 2021年1月～<br>2021年5月 |

調達する資金の使途の詳細は以下のとおりです。

#### ① 借入金の弁済

当社は、第10回新株予約権の発行及び行使により調達した資金を用いて、まず優先的に2020年12月16日以降同月中に実施する予定の本件借入れに基づく借入金400百万円の弁済を行う予定です。

#### ② 運転資金

当社は、支払期限が到来していない営業債務並びに販売費及び一般管理費の支払いに、上記①の借入金の弁済に充当されなかった第10回新株予約権の発行及び行使により調達した資金を充てる予定です。当社の現状として、上記「2. 募集の目的及び理由 (1) 資金

調達の目的」に記載のとおり、2020年9月末時点における営業債務の支払い遅延が5,841百万円になっている状況ではありますが、事業運営に不可欠な通常の営業債務並びに販売費や一般管理費についてもその支払期日によっては、支払いが困難となる可能性もあるため、当該資金はそれらの運転資金に優先的に充当し、一方で、経常収入によって得られる資金については、運転資金に充当しつつ余剰分を下記③の遅延している営業債務の支払いに充てることを予定しております。

#### ③ 遅延している営業債務の支払い

当社は、上記「2. 募集の目的及び理由 (1)資金調達の目的」に記載のとおり、2020年9月末時点における営業債務の支払い遅延が5,841百万円になっている状況に加え、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、生産及び販売活動が限定的になっている状況のため、当初計画をしていた経常収入を得られない状況となっております。一部の取引先からは、支払い遅延の解消に向けた具体的な資金調達計画と支払い予定を明確に提供するように強く求められ、取引条件の変更要求や材料・製品の一部供給の停止等により、生産ラインの停止等が発生していることから、商品の供給不能による販売機会損失が大きくなりつつあり、これ以上の支払い遅延が続く場合、通常の事業活動が成り立たない状況が差し迫っております。

このような状況を踏まえ、上記②に記載のとおり経常収入からの支払いを行うことに加え、仮に第11回新株予約権が行使された場合には、当該行使によって得られた資金を用いた支払計画を各取引先へ提供し、営業債務の支払いを段階的かつ着実にを行うことにより、停止している製品供給等を再開し、早急な事業活動の立て直し、正常化を図ります。

第12回新株予約権の行使は割当予定先が保有するREVOLUTION株式の現物出資により行われる予定であるため、行使により払い込まれる金銭はありません。なお、第12回新株予約権の現物出資財産として予定しているREVOLUTION株式については、本買取契約において、割当予定先の事前の承諾を受けることなく売却等しないことを合意する予定であるため、原則、継続して保有する予定となります。事前の承諾を出す時期等については、割当予定先から、「現時点では、具体的に想定している時期はないものの、債務超過解消を達成以降、当社の状況等を見て判断する」と聞いております。

第11回新株予約権は、第10回新株予約権及び第12回新株予約権の行使によって債務超過が解消できる場合には、金銭の払込みによる行使は想定されておられません。

度重なるエクイティ・ファイナンスに加え、大規模な希薄化を生じさせる本資金調達が既存株主の皆様と与える影響が相当なものとなることは重々理解しているものの、それでもなお、債務超過解消により上場廃止を回避し、当社の事業活動を継続していくためには本資金調達による資金調達が不可欠であり、事業活動を立て直し上場会社として存続し続けることがなによりも株主の皆様の利益に資することであると判断から、本資金調達を実施することといたしました。なお、当社は、新株発行プログラムにより約1,290百万円の資金調達を行っておりますが、本資金調達同様に借入金の弁済200百万円以外は遅延している営業債務の支払いに充当しております。

以上の施策を目的として、当社は2020年12月16日付の当社取締役会において、本新株予約権の発行を決定いたしました。なお、上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は当社預金口座で保管する予定です。

#### 4. 資金使途の合理性に関する考え方

上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期」に記載のとおりによりに充当することで、財務状況を改善して2021年3月末までに債務超過を解消するための事業基盤を整えること、かつ、仮に第11回新株予約権が行使された場合は、遅延している営業債務の支払いを行うことによる債務の解消のための一手段とすることが可能となることから、かかる資金使途は合理的であると判断しております。したがって、本資金調達は、中長期的な企業価値の向上に資するものと考えております。

## 5. 発行条件等の合理性

### (1) 発行価額の算定根拠

当社は2020年3月末において債務超過となっており、かかる状況が2021年3月末まで続いた場合には、上場廃止となることが見込まれております。このため当社は、2020年6月5日に割当予定先、オーエス・ホールディング株式会社、冠旭国際科技有限公司(Grandsun International Technology Co., Limited)、Ampacs Corporation及び英研智能移動股份有限公司(AIMobile Co., Ltd)を割当先として当社に対する債権の現物出資(DES)による新株発行を行うとともに、2020年7月31日に割当予定先との間で包括的株式発行プログラム(“STEP”)設定契約を締結し、2020年8月27日、2020年9月16日、2020年10月20日及び2020年11月9日の4回にわたって新株を発行いたしました。これにより当社の財務体質は改善いたしました。当社株式の株価下落により新株発行プログラムによる資金調達の額が当初の想定を下回る状況が続いており(過去4回の新株発行による調達額は、当初2,309,200,000円を想定していたところ、1,290,300,000円にとどまっております。)、このままでは2021年3月末までに債務超過が解消しない可能性が高まっております。

そのような中、2020年10月下旬に、2020年6月5日の新株発行及び新株発行プログラムにおいてアレンジャーを務めたEVOLUTION JAPAN証券株式会社(以下「EVOLUTION JAPAN証券」といいます。)から、1株当たりの行使価額を5円とする普通株式を目的とする新株予約権及び1株当たりの行使価額を1,000,000円とする種類株式を目的とする新株予約権の発行を組み合わせた本資金調達の提案を受け、割当予定先と複数回協議した上で当社にて検討した結果、当社が現在最優先としている上場廃止を回避するための資本増強策として実現性が十分にあると判断したため、かかる提案を受け入れることを決定いたしました。当社は、割当予定先から、第10回新株予約権の行使価額5円は、現在の株価水準と比較すると大幅なディスカウントであるものの、当社の1株当たり純資産がマイナスであることなどに鑑み、割当予定先としては、本資金調達を引き受けるにあたり、1株当たりの行使価額5円が引き受けるに際しての上限の金額であるとの説明を受けております。

当社取締役会としても、現在の状況を考慮すると、本資金調達以上の金額を他の方法で調達することは難しいと判断しました。

第10回新株予約権の行使価額5円は、本新株予約権の発行に係る取締役会決議日の直前営業日(2020年12月15日)における当社普通株式の終値19円に対して、73.68%のディスカウントとなります。

なお、当該行使価額5円につきましては、本新株予約権の発行に係る取締役会決議日の直前取引日(2020年12月15日)までの直近1か月間の当社普通株式の終値の平均値18円(小数点以下を四捨五入。以下、平均株価の計算について同様に計算しております。)に対し72.22%のディスカウント(小数第三位を四捨五入。以下、株価に対するディスカウント率について同様に計算しております。)、同直近3か月間の当社普通株式の終値の平均値22円に対し77.27%のディスカウント、同直近6か月間の当社普通株式の終値の平均値34円に対し85.29%のディスカウントとなります。

当社は、第10回新株予約権の発行価額を1個当たり0.1円、第11回新株予約権及び第12回新株予約権の発行価額を1個当たり1円として発行いたしますが、かかる発行価額にて本新株予約権を発行することは、割当予定先に特に有利な金額で発行するものに該当する可能性が高いものと判断し、本臨時株主総会にて、大規模な希薄化及び有利発行による第三者割当増資に関する議案の承認(特別決議)を得ることといたしました。

当社は現在、債務超過及び営業債務の支払遅延の解消を早急に図る必要があり、大規模な資本増強が必要な状況にあります。過去、複数の割当予定先候補者と協議をしたものの、かかる大規模な金額の増資を引き受けていただける候補者は他に見つかりませんでした。当社としては、本資金調達によって、債務超過を解消し、また、遅延している営業債務の支払及び借入金の返済に資金を充当することで、当社の運営に寄与するものと判断しており、株主の皆様のご理解が得られるものと判断いたしました。

### (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

第10回新株予約権の行使により新たに発行される予定の当社普通株式数は、最大で240,000,000株(議決権ベースで2,400,000個)であり、第10回新株予約権の目的となる最大の株式数は固定されているため、発行後の交付予定株式数の変動は原則としてありません。

なお、かかる最大の株式数は、2020年9月30日現在の当社発行済株式総数119,768,294株（議決権数1,188,072個）に対して200.39%（議決権ベースで202.01%）となります。また、2020年12月16日以前6か月以内に払込みが行われた第三者割当により発行された当社普通株式46,000,000株（議決権460,000個）を第10回新株予約権の行使による最大交付株式数240,000,000株（議決権数2,400,000個）に合算した総株式数は286,000,000株（議決権数2,860,000個）であり、これは、2020年12月16日以前6か月以内に払込みが行われた第三者割当による当社普通株式の発行のうち最も古い2020年8月27日の当社普通株式の発行の直前（2020年8月26日時点）の当社発行済株式総数である96,768,294株（議決権数958,072個）の295.55%（議決権総数に対し298.52%）（小数第3位を四捨五入）にあたります。したがって、希薄化率が25%以上となることを見込まれることから、東証の有価証券上場規程第432条に基づき、本臨時株主総会にて株主の皆様の意思確認手続を取らせていただくことといたしました。

なお、第10回新株予約権の行使により新たに発行される予定の最大株式数と、直近6か月間の一か月当たりの平均出来高3,594,059株と比較した場合、当該平均出来高は、当該最大交付株式数240,000,000株（潜在株式を含む。）の約1.50%程度であります。

第11回新株予約権の行使により新たに発行される予定のA種種類株式及び第12回新株予約権の行使により新たに発行される予定のB種種類株式には議決権がなく、かつ、普通株式を対価とする取得請求権及び取得条項は付されておりません。したがって、第11回新株予約権及び第12回新株予約権が行使されA種種類株式及びB種種類株式が発行されることにより、既存株主の皆様に対し希薄化の影響が生じることはありません。

本資金調達によって、大規模な希薄化を伴い、既存株主の皆様へ不利益を与えることとなりますが、当社は、債務超過を解消するとともに遅延している営業債務の支払いのための一手段とするために、やむを得ないと判断しております。

また、割当予定先の保有方針は、後述のとおり、純投資とのことであり、株価や市場動向により第10回新株予約権の行使により取得する当社普通株式を売却する可能性があるとのこと。割当予定先が当該当社普通株式を市場で売却した場合、当社の株価に影響を与え、既存株主様の利益を損なう可能性があります。

## 6. 割当予定先の選定理由等

### (1) 割当予定先の概要

|                                      |   |
|--------------------------------------|---|
| (a) 名 称                              | EVO FUND<br>(エボ ファンド)   |
| (b) 所 在 地                            | c/o Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited<br>190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman KY1-9005,<br>Cayman Islands |
| (c) 設 立 根 拠 等                        | ケイマン諸島法に基づく免税有限責任会社   |
| (d) 組 成 目 的                          | 投資目的  |
| (e) 組 成 日                            | 2006年12月  |
| (f) 出 資 の 総 額                        | 払込資本金：1米ドル<br>純資産：約33.6百万米ドル（約34.9億円、1米ドル＝104円換算）（2020年12月15日時点）  |
| (g) 出 資 者 ・ 出 資 比 率<br>・ 出 資 者 の 概 要 | 議決権：100% Evolution Japan Group Holding Inc. (Evolution Japan Group Holding Inc.の議決権は間接的に100%マイケル・ラーチが保有)<br>（2020年6月25日時点）    |
| (h) 代 表 者 の<br>役 職 ・ 氏 名             | 代表取締役 マイケル・ラーチ<br>代表取締役 リチャード・チゾム   |



|                     |                  |  |
|---------------------|------------------|--|
| (i) 国内代理人の概要        | 名称               | EVOLUTION JAPAN 証券株式会社   |
|                     | 所在地              | 東京都千代田区紀尾井町4番1号  |
|                     | 代表者の役職・氏名        | 代表取締役社長 ショーン・ローソン  |
|                     | 事業内容             | 金融商品取引業  |
|                     | 資本金              | 9億9,405万8,875円   |
| (j) 上場会社と当該ファンドとの関係 | 当社と当該ファンドとの関係    | 割当予定先は、当社普通株式9,854,455株及び第9回新株予約権500,000個（潜在株式数10,000,000株）を保有しています（2020年9月30日時点）。 |
|                     | 当社と当該ファンド代表者との関係 | 該当事項はありません。  |
|                     | 当社と国内代理人との関係     | 該当事項はありません。  |

(注) 割当予定先の概要の欄は、特記する事項を除き、2020年3月31日現在におけるものです。

※当社は、EVOLUTION JAPAN 証券により紹介された割当予定先並びに直接及び間接の持分を合算してその100%を出資しており、かつ役員であるマイケル・ラーチ氏及び割当予定先の役員であるリチャード・チゾム氏について、反社会的勢力等と何らかの関係を有していないかを、過去の新聞記事やWEB等のメディア掲載情報を検索することにより、割当予定先が反社会的勢力でない旨を確認いたしました。また、割当予定先からは、反社会的勢力との間において一切の関係がない旨の誓約書の提出を受けております。

さらに慎重を期すため、企業調査、信用調査を始めとする各種調査を専門とする第三者調査機関である株式会社セキュリティー&リサーチ（東京都港区赤坂二丁目8番11号4階、代表取締役 羽田寿次）に割当予定先並びに直接及び間接の持分を合算してその100%を出資しており、かつ役員であるマイケル・ラーチ氏及び割当予定先の役員であるリチャード・チゾム氏について調査を依頼しました。そして、同社の保有するデータベースとの照合等による調査を行った結果、現時点において、当該割当予定先、その出資者及び役員に関する反社会的勢力等の関与事実がない旨の報告書を受領いたしました。

以上から総合的に判断し、当社は、割当予定先、その出資者及び役員については、反社会的勢力との関係がないものと判断し、割当予定先等が反社会的勢力と関わりがないことの確認書を東証に提出しております。

## (2) 割当予定先を選定した理由

当社は、Evolution Technology, Media and Telecommunications Fundに対して、2016年12月に第3回無担保転換社債型新株予約権付社債を発行以降、複数回にわたり EVOLUTION FINANCIAL GROUP (Evolution Technology, Media and Telecommunications Fund、割当予定先等を含む、マイケル・ラーチ氏が出資しているグループ) を割当先とした資金調達を行ってまいりました。また、直近では、新株発行プログラムに基づき、2020年8月27日、2020年9月16日、2020年10月20日及び2020年11月9日の4回にわたって割当予定先に対して新株を発行いたしました。

上記のとおり、EVOLUTION FINANCIAL GROUP のファンドから、継続的に資金調達を実施しており、2020年7月31日の新株発行プログラムにかかる契約締結以降も、上述の過去案件のアレンジャーであった EVOLUTION JAPAN 証券に対して、資金調達手法について相談してまいりました。その結果、2020年10月下旬に、本新株予約権の発行による資金調達に関する提案を受け、同時に割当予定先の提案を受けました。かかる割当予定先については、上述のとおり当社の過去の資金調達に関する複数の実績をもつことから妥当であると判断し、2020年11月下旬より本格的に検討を開始し、割当予定先として選定いたしました。

割当予定先は、上場株式への投資を目的として2006年12月に設立されたファンド（ケイ

マン諸島法に基づく免税有限責任会社)であります。これまでの投資実績として、第三者割当の手法を用いて、割り当てられた新株予約権の全てを行使し、発行会社の資金調達に寄与した案件が複数あります。割当予定先であるEVO FUNDは、EVOLUTION JAPAN アセットマネジメント株式会社から案件の紹介や投資に係る情報提供を受け運用されるファンドであり、マイケル・ラーチ以外の出資者はおらず、割当予定先の運用資金は取引先であるプライム・ブローカーからの短期的な借入れを除き、全額自己資金であります。

割当予定先の関連会社であるEVOLUTION JAPAN証券が、関連企業の買受けの斡旋業の一環として今回の資金調達のアレンジャー業務を担当しました。EVOLUTION JAPAN証券は英国領ヴァージン諸島に所在するタイガー・イン・エンタープライズ・リミテッド(Craigmuir Chambers, PO Box 71, Road Town, Tortola VG1110, British Virgin Islands 代表取締役 マイケル・ラーチ、リチャード・チゾム)の100%子会社であります。

(注) 本新株予約権に係る割当では、日本証券業協会会員であるEVOLUTION JAPAN証券の斡旋を受けて、割当予定先に対して行われるものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」(自主規制規則)の適用を受けて募集が行われるものです。

### (3) 割当予定先の保有方針

割当予定先であるEVO FUNDは、純投資を目的としており、第10回新株予約権の行使により取得する当社普通株式を原則として長期間保有する意思を有しておらず、出資者に対する運用責任を遂行する立場から、保有先の株価推移により適宜判断の上、第10回新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式につきましては、基本的にマーケットへの影響を勘案しながら市場内で売却するもの、ブロックトレード相手が見つかった場合には市場外で直接売却していく方針である旨を口頭にて確認しております。また第11回新株予約権及び第12回新株予約権が行使された場合に取得するA種種類株式及びB種種類株式については原則として長期間保有する意思を有しておらず、出資者に対する運用責任を遂行する立場から、現時点で出口を想定することは難しいものの、債務超過を解消して以降、状況に応じて適宜、売却や償還請求等を検討するとのことです。A種種類株式及びB種種類株式については、普通株式への転換が出来ず、市場性がないことから一般的に売却は困難であり、取得請求については、当社の分配可能額が限度となるものの、現在の当社の分配可能額はゼロであることから、発行後直ちに取得請求されることは想定しておりません。

また、本買取契約に基づき、本新株予約権の譲渡については、当社の取締役会の承認を要します。割当予定先から本新株予約権の全部又は一部について、譲渡したい旨の申し入れがあった場合、当社は譲渡先の実態、本新株予約権の行使に係る払込原資の確認、本新株予約権の行使により取得する株式の保有方針を確認した上で、譲渡先として適当であると判断した場合に、当社取締役会で承認するものとし、承認が行われた場合には、その旨を開示いたします。

### (4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

割当予定先であるEVO FUNDの保有財産の裏付けとなる複数のプライム・ブローカーの2020年11月30日時点における現金・有価証券等の資産から借入れ等の負債を控除した純資産の残高報告書を確認しており、払込期日において本新株予約権の払込金額(発行価額)の総額の払込み及び本新株予約権の行使に要する資金は充分であると判断しております。

なお、第10回新株予約権の行使にあたっては、割当予定先は、基本的に第10回新株予約権の行使を行い、行使により取得した株式を売却することにより資金を回収するという行為を繰り返して行うことが予定されているため、一時に大量の資金が必要になることはないことから、割当予定先は第10回新株予約権の行使にあたって十分な資金を有していると判断しております。

また、第11回新株予約権及び第12回新株予約権については、前記のとおり発行数全てが行使されることを予定しておりませんが、当社は、2020年11月26日に割当予定先より提出された大量保有報告書(変更報告書)により、割当予定先が154,803,527株のREVOLUTION株式を保有していることを確認しており、割当予定先が第12回新株予約権の全てを行使した場合の払込金額全額を上回る額の時価を有するREVOLUTION株式を保有していることを確認しております。

また、割当予定先は、現在、当社以外にも複数社の新株予約権を引き受けているものの、上述のとおり、行使及び売却を繰り返して行うことが予定されているため、一時点において必要となる資金は多額ではなく、それらを合算した金額を割当予定先の純資産残高から控除した上で尚、本新株予約権の払込金額（発行価額）の総額の払込み及び本新株予約権の行使に要する資金としては充分であると判断しております。

(5) 株式貸借に関する契約

本資金調達に際し、株式貸借契約の締結又は変更等は予定しておりません。

7. 大株主及び持株比率

(1) 普通株式

| 募集前（2020年9月30日現在）   |       |
|---|-------|
| 株主名   | 持株比率  |
| BNP PARIBAS LONDON BRANCH FOR PRIME BROKERAGE SEGREGATION ACC FOR THIRD PARTY<br>(常任代理人 香港上海銀行東京支店) | 7.04% |
| 堀場 弘道   | 1.60% |
| BNP PARIBAS LONDON BRANCH FOR PRIME BROKERAGE CLEARANCE ACC FOR THIRD PARTY<br>(常任代理人 香港上海銀行東京支店)   | 1.18% |
| GRANDSUN INTERNATIONAL TECHNOLOGY CO., LIMITED<br>(常任代理人 EVOLUTION JAPAN 証券株式会社)                    | 1.00% |
| 中村 貴嗣   | 0.79% |
| 寺岡 聖剛   | 0.52% |
| 高橋 久  | 0.50% |
| 今西 弘康   | 0.49% |
| MLI STOCK LOAN<br>(常任代理人 BofA 証券株式会社)   | 0.48% |
| 楽天証券株式会社  | 0.46% |

- (注) 1. 上記の割合は、小数第三位を四捨五入して算出しております。  
 2. 募集前の大株主構成は2020年9月30日時点の株主名簿を基に記載しております。  
 3. 割当予定先の第10回新株予約権の保有目的は純投資とのことであり、割当予定先は、第10回新株予約権の行使により取得した当社普通株式を売却する方針とのことです。したがって、割当予定先による第10回新株予約権行使後の当社普通株式の長期保有は約されておりませんので、割当後の「持株比率」の記載はしていません。

(2) A種種類株式

| 株主名  | 持株比率    |
|--|---------|
| EVO FUND<br>(常任代理人 EVOLUTION JAPAN 証券株式会社) | 100.00% |

- (注) 1. A種種類株式は、株主総会における議決権がなく、また当社普通株式を対価とする取得条項及び取得請求権が付与されていない優先株式であり、当社普通株式の希薄化は生じないため、当社普通株式の持株比率の変更はありません。  
 2. 割当予定先であるEVO FUNDの「持株比率」は、割当予定先が第11回新株予約権の行使により取得する当社A種種類株式を全て保有した場合の数となります。

(3) B種種類株式

| 株主名  | 持株比率    |
|--|---------|
| EVO FUND<br>(常任代理人 EVOLUTION JAPAN 証券株式会社) | 100.00% |

- (注) 1. B種種類株式は、株主総会における議決権がなく、また当社普通株式を対価とする取得条項及び取得請求権が付与されていない優先株式であり、当社普通株式の希薄化は生じないため、当社普通株式の持株比率の変更はありません。

2. 割当予定先である EVO FUND の「持株比率」は、割当予定先が第 12 回新株予約権の行使により取得する当社 B 種種類株式を全て保有した場合の数となります。

8. 今後の見通し

本資金調達による当期（2021 年 3 月期）の業績に与える影響はありません。なお、将来の業績に変更が生じる場合には、適宜開示を行う予定です。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本資金調達は、希薄化率が 25%以上であることから、東証の定める有価証券上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手又は株主の意思確認手続きを要します。つきましては、本臨時株主総会に付議する本件に関する議案の中で、本資金調達の必要性及び相当性につきご説明した上で、当該議案が承認されることをもって、株主の皆様の意思確認をさせていただくことといたします。

10. 最近 3 年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近 3 年間の業績

| 決算期           | 2018 年<br>3 月期 | 2019 年<br>3 月期 | 2020 年<br>3 月期 |
|---------------|----------------|----------------|----------------|
| 連結売上高         | 51,533 百万円     | 43,836 百万円     | 21,808 百万円     |
| 連結営業利益        | △1,023 百万円     | △1,052 百万円     | △5,346 百万円     |
| 連結経常利益        | △1,947 百万円     | △1,676 百万円     | △5,668 百万円     |
| 親会社に帰属する当期純利益 | △3,426 百万円     | 34 百万円         | △9,880 百万円     |
| 1 株当たり連結当期純利益 | △179.75 円      | 1.62 円         | △293.20 円      |
| 1 株当たり配当金     | －円             | －円             | －円             |
| 1 株当たり連結純資産   | 107.15 円       | 98.84 円        | △62.56 円       |

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（2020 年 12 月 16 日現在）

|                         | 株 式 数         | 発行済株式数に対する比率 |
|-------------------------|---------------|--------------|
| 発行済株式数                  | 142,768,294 株 | 100.00%      |
| 現時点の転換価額（行使価額）における潜在株式数 | 10,000,000 株  | 7.00%        |
| 下限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数 | 10,000,000 株  | 7.00%        |
| 上限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数 | －株            | －%           |

(3) 最近の株価の状況

① 最近 3 年間の状況

|     | 2018 年 3 月期 | 2019 年 3 月期 | 2020 年 3 月期     |
|-----|-------------|-------------|-----------------|
| 始 値 | 129 円       | 106 円       | 49 円<br>(245 円) |
| 高 値 | 324 円       | 174 円       | 91 円<br>(455 円) |
| 安 値 | 101 円       | 48 円        | 9 円<br>(45 円)   |
| 終 値 | 110 円       | 48 円        | 10 円<br>(50 円)  |

(注) 1. 各株価は、東証におけるものであります。

2. 2020 年 3 月期の括弧書きの株価は、2020 年 7 月 22 日に効力発生した株式併合を想定した株価（株価に 5 を乗じた価格）であります。

② 最近6か月間の状況

|     | 2020年<br>7月 | 8月  | 9月  | 10月 | 11月 | 12月 |
|-----|-------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 始 値 | 60円         | 41円 | 36円 | 23円 | 19円 | 19円 |
| 高 値 | 65円         | 47円 | 39円 | 27円 | 23円 | 20円 |
| 安 値 | 40円         | 36円 | 22円 | 18円 | 16円 | 18円 |
| 終 値 | 46円         | 36円 | 22円 | 19円 | 18円 | 19円 |

- (注) 1. 2020年12月の株価については、2020年12月15日現在で表示しております。  
 2. 当社は、2020年7月22日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行っております。

③ 発行決議日前営業日における株価

| 2020年12月15日 |     |
|-------------|-----|
| 始 値         | 19円 |
| 高 値         | 20円 |
| 安 値         | 18円 |
| 終 値         | 19円 |

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・第三者割当による新株式の発行

|                |                                       |
|----------------|---------------------------------------|
| 発行期日           | 2018年9月19日                            |
| 資金調達額          | 630,000,000円                          |
| 発行価額           | 90円                                   |
| 発行新株式数         | 7,000,000株                            |
| 割当先            | DTS, Inc.                             |
| 募集後における発行株式数   | 111,550,195株                          |
| 発行時における当初の資金使途 | AIソリューション向けIoT対応信号処理回路基板・モジュール化等の共同開発 |
| 発行時における支出予定時期  | 2018年9月から2020年8月まで                    |
| 現時点における充当状況    | 当初の資金使途どおり充当しております。                   |

・第三者割当による第5回新株予約権の発行

|                |   |
|----------------|---|
| 割当日            | 2019年3月18日  |
| 発行新株予約権数       | 29,449,800個   |
| 発行価額           | 5,006,466円  |
| 発行時における調達予定資金額 | 1,472,490,000円  |
| 募集時における発行済株式数  | 111,550,195株  |
| 割当先            | Evolution Technology, Media and Telecommunications Fund |
| 当該募集による潜在株式数   | 潜在株式数：29,449,800株                                       |
| 現時点における行使状況    | 2020年1月6日付で行使が完了しております。                                 |
| 現時点における潜在株式数   | 2020年1月6日付で行使が完了したため、潜在株式数はありません。                       |
| 現時点における調達した資金額 | 1,037,997,600円  |

|                |   |
|----------------|---|
| 発行時における当初の資金使途 | ①新規A I 関連製品量産化に係る準備諸費用、②新規A I 関連製品に係る運転資金 |
| 発行時における支出予定時期  | 2019年3月から2020年9月まで                        |
| 現時点における充当状況    | 当初の資金使途どおり充当しております。                       |

・第三者割当による第6回新株予約権の発行

|                 |   |
|-----------------|---|
| 割当日             | 2019年3月18日  |
| 発行新株予約権数        | 9,000,000個  |
| 発行価額            | 3,600,000円  |
| 発行時における調達予定資金の額 | 450,000,000円  |
| 募集時における発行済株式数   | 111,550,195株  |
| 割当先             | Evolution Technology, Media and Telecommunications Fund |
| 当該募集による潜在株式数    | 潜在株式数：9,000,000株  |
| 現時点における行使状況     | 2019年8月22日付で行使完了しております。                                 |
| 現時点における潜在株式数    | 2019年8月22日付で行使が完了したため、潜在株式はありません。                       |
| 現時点における調達した資金の額 | 414,000,000円  |
| 発行時における当初の資金使途  | 新規A I 関連製品に係る運転資金                                       |
| 発行時における支出予定時期   | 2019年3月から2020年9月まで                                      |
| 現時点における充当状況     | 当初の資金使途どおり充当しております。                                     |

・第三者割当による第7回新株予約権の発行

|                 |                                     |
|-----------------|-------------------------------------|
| 割当日             | 2019年9月6日                           |
| 発行新株予約権数        | 416,667個                            |
| 発行価額            | 22,083,351円                         |
| 発行時における調達予定資金の額 | 2,522,085,351円                      |
| 募集時における発行済株式数   | 145,549,995株                        |
| 割当先             | 株式会社SBI証券                           |
| 当該募集による潜在株式数    | 潜在株式数：41,666,700株                   |
| 現時点における行使状況     | 2019年12月27日までに399,700個を行使済みです。      |
| 現時点における潜在株式数    | 2020年1月16日付で当社が取得、消却したため潜在株式はありません。 |
| 現時点における調達した資金の額 | 1,344,660,000円                      |
| 発行時における当初の資金使途  | ①借入金の返済、②営業債務の支払                    |
| 発行時における支出予定時期   | 2019年9月から2019年12月まで                 |

|                 |  |
|-----------------|--|
| 現時点における充<br>当状況 | 当初の資金使途どおり充当した後に、2020年1月16日付で残り16,967<br>個を取得、消却済でございます。 |
|-----------------|--|

・第三者割当による新株式の発行

|                    |   |
|--------------------|---|
| 発行期日               | 第1回発行：2020年3月6日<br>第2回発行：2020年3月25日<br>第3回発行：2020年4月13日           |
| 資金調達額              | 第1回発行：342,000,000円<br>第2回発行：234,000,000円<br>第3回発行：180,000,000円    |
| 発行価額               | 第1回発行：17.1円<br>第2回発行：11.7円<br>第3回発行：9円                            |
| 発行新株式数             | 60,000,000株<br>(各発行20,000,000株ずつ)                                 |
| 割当先                | EVO FUND  |
| 募集後における発<br>行株式数   | 第1回発行後：254,331,671株<br>第2回発行後：274,331,671株<br>第3回発行後：294,331,671株 |
| 発行時における当<br>初の資金使途 | ①遅延している営業債務の支払い、②通常の営業債務の支払い、③借<br>入金の弁済                          |
| 発行時における支<br>出予定時期  | 2020年3月から2020年4月まで  |
| 現時点における充<br>当状況    | 遅延している営業債務の支払いに全額充当しております。  |

・第三者割当による第6回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行

|                           |  |
|---------------------------|--|
| 発行期日                      | 2020年1月17日   |
| 調達資金額                     | 500,000,000円   |
| 転換価額                      | 当初転換価額28円<br>(1) 本新株予約権付社債の転換価額は、本社債に付された新株予約権<br>の各行使請求の効力発生日の直前取引日の東証終値の90%に相<br>当する金額(小数第2位切り上げ)が、当該効力発生日の直前に<br>有効な転換価額を0.1円以上上回る場合又は下回る場合には、当<br>該効力発生日以降、上記90%に相当する金額(小数第2位切り上<br>げ)に修正されます。<br>(2) 上記(1)にかかわらず、上記(1)に基づく修正後の転換価額が15.5<br>円(以下「下限転換価額」といいます。)を下回ることとなる場<br>合には、転換価額は下限転換価額とします |
| 募集時における発<br>行済株式数         | 189,978,395株   |
| 割当先                       | EVO FUND   |
| 当該募集による潜<br>在株式数          | 当初潜在株式数：17,857,120株<br>(1) 上記潜在株式数は、本新株予約権付社債が全て当初転換価額で転<br>換された場合における交付株式数です。<br>(2) 上限転換価額はありません。<br>(3) 本新株予約権付社債が全て下限転換価額(下記「(6) 転換価額及<br>び転換価額の修正条件」で定義します。)で転換された場合にお<br>ける最大交付株式数は、32,258,040株(新株予約権1個につき<br>806,4513株)です。  |
| 現時点における転<br>換状況<br>(行使状況) | 26,353,276株  |

|                |                            |
|----------------|----------------------------|
| 現時点における潜在株式数   | 0株                         |
| 発行時における当初の資金使途 | 遅延している営業債務の支払い             |
| 発行時における支出予定時期  | 2020年1月                    |
| 現時点における充当状況    | 遅延している営業債務の支払いに全額充当しております。 |

・第三者割当による第8回新株予約権の発行

|                 |   |
|-----------------|---|
| 割当日             | 2020年1月17日  |
| 発行新株予約権数        | 1,500,000個  |
| 発行価額            | 総額4,200,000円（新株予約権1個当たり2.8円）。   |
| 発行時における調達予定資金の額 | 4,204,200,000円  |
| 募集時における発行済株式数   | 189,978,395株  |
| 割当先             | EVO FUND  |
| 当該募集による潜在株式数    | 150,000,000株（新株予約権1個につき100株）<br>上限行使価額はありませぬ。<br>下限行使価額は14.2円ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は150,000,000株であります。 |
| 現時点における行使状況     | 2020年6月2日までに558,000個を行使済みです。  |
| 現時点における潜在株式数    | 2019年6月4日付で当社が取得、消却したため潜在株式はありません。  |
| 現時点における調達した資金の額 | 926,610,000円  |
| 発行時における当初の資金使途  | ①遅延している営業債務の支払い、②通常の営業債務の支払い  |
| 発行時における支出予定時期   | 2020年3月から2022年1月まで  |
| 現時点における充当状況     | 当初の資金使途どおり充当した後に、2020年6月4日付で残り942,000個を取得、消却済でございます。  |

・第三者割当による第9回新株予約権の発行

|                 |  |
|-----------------|--|
| 割当日             | 2020年1月17日   |
| 発行新株予約権数        | 500,000個   |
| 発行価額            | 総額3,250,000円（新株予約権1個当たり6.5円）。  |
| 発行時における調達予定資金の額 | 1,403,250,000円   |
| 募集時における発行済株式数   | 189,978,395株   |
| 割当先             | EVO FUND   |
| 当該募集による潜在株式数    | 10,000,000株（新株予約権1個につき20株）<br>上限行使価額はありませぬ。<br>下限行使価額は60.6円ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は10,000,000株であります。 |
| 現時点における行使状況     | 2020年12月16日までに行使はございません。   |



|                 |  |
|-----------------|--|
| 現時点における潜在株式数    | 潜在株式数：10,000,000株（2020年7月22日時点）<br>2020年7月22日を効力発生日として当社の普通株式5株を1株に併合する株式併合を実施しており、上記潜在株式数は、当該株式併合の結果を考慮した値です。 |
| 現時点における調達した資金の額 | 0円   |
| 発行時における当初の資金使途  | 通常の営業債務の支払い  |
| 発行時における支出予定時期   | 2020年8月から2023年1月まで   |
| 現時点における充当状況     | 現時点において、行使がされていないため充当しておりません。  |

・第三者割当による新株式の発行

|                |  |
|----------------|--|
| 発行期日           | 第1回発行：2020年8月27日<br>第2回発行：2020年9月16日<br>第3回発行：2020年10月20日<br>第4回発行：2020年11月9日            |
| 資金調達額          | 第1回発行：437,000,000円<br>第2回発行：400,200,000円<br>第3回発行：243,800,000円<br>第4回発行：209,300,000円     |
| 発行価額           | 第1回発行：38円<br>第2回発行：34.8円<br>第3回発行：21.2円<br>第4回発行：18.2円                                   |
| 発行新株式数         | 46,000,000株<br>(各発行11,500,000株ずつ)  |
| 割当先            | EVO FUND   |
| 募集後における発行株式数   | 第1回発行後：108,268,294株<br>第2回発行後：119,768,294株<br>第3回発行後：131,268,294株<br>第4回発行後：142,768,294株 |
| 発行時における当初の資金使途 | ①遅延している営業債務の支払い、②借入金の弁済  |
| 発行時における支出予定時期  | 2020年8月から2021年2月まで   |
| 現時点における充当状況    | 当初の資金使途どおり充当しております。  |

## オンキヨーホームエンターテイメント株式会社第10回新株予約権

## 発行要項

1. 新株予約権の名称                      オンキヨーホームエンターテイメント株式会社第10回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）
2. 本新株予約権の払込金額の総額      金240,000円（本新株予約権1個当たり0.1円）
3. 申込期日                                  2021年1月28日
4. 割当日及び払込期日                    2021年1月28日
5. 募集の方法                                第三者割当の方法により、全ての本新株予約権をEVO FUNDに割り当てる。
6. 新株予約権の目的である株式の種類及び数の算出方法
  - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。
  - (2) 本新株予約権の目的である株式の総数は240,000,000株（本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は100株）とする。  
 なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。  

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$
 その他、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。
7. 本新株予約権の総数                      2,400,000個
8. 各本新株予約権の払込金額              金0.1円
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
  - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額（以下に定義する。）に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。
  - (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付（当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することをいう。以下同じ。）する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、5円とする。
10. 行使価額の調整
  - (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）により算出される額又は本項第(2)号に掲げる各事由（但し、本項第(2)号②の事由を除く。）により、行使価額の調整が行われる場合の1株当たり

の払込金額のうち、いずれか低い価額に行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{既発行普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（但し、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。）、調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- ② 株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。
- ③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む。）又は本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合（無償割当の場合を含む。）、調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の取得価額又は行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。
- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額でもって当社普

通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- ⑤ 本号①乃至③の各取引において、その権利の割当てのための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号①乃至③の定めにかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した本新株予約権の新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が0.1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。
- (4) 行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。
- ① 円位未満小数第三位まで算出し、その小数第三位を四捨五入する。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額を適用する日（但し、本項第(2)号⑤の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付で終値のない日数を除く。）又は、調整後行使価額を適用する日の直前取引日の終値のいずれかの高いものを使用する。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③ 行使価額を調整すべき事由が 2 つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、本項第(2)号②に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

1 1. 本新株予約権の行使期間

2021年1月29日(当日を含む。)から2022年1月28日(当日を含む。)までとする。

1 2. その他の本新株予約権の行使の条件

本新株予約権の一部行使はできない。

1 3. 新株予約権の取得事由

本新株予約権に取得事由は存在しない。

1 4. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

1 5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

1 6. 新株予約権の行使請求の方法

(1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、第11項に定める行使期間中に第18項記載の行使請求受付場所に必要な事項を定めた通知をしなければならない。

(2) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、第18項記載の行使請求受付場所に前号の通知をし、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第19項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。

(3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する通知が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

1 7. 株券の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後、本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

1 8. 行使請求受付場所

三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部

1 9. 払込取扱場所

株式会社みずほ銀行 大阪支店

20. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受けるものとする。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従うものとする。

21. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

22. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。





前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。

- (3) 行使価額の調整については、円位未満小数第三位まで算出し、その小数第三位を四捨五入する。
- (4) 本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

1 1. 本新株予約権の行使期間

2021年1月29日（当日を含む。）から2023年1月28日（当日を含む。）までとする。

1 2. その他の本新株予約権の行使の条件

本新株予約権の一部行使はできない。

1 3. 新株予約権の取得事由

本新株予約権に取得事由は存在しない。

1 4. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

1 5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社A種種類株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

1 6. 新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、第11項に定める行使期間中に第18項記載の行使請求受付場所に必要な事項を定めた通知をしなければならない。
- (2) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、第18項記載の行使請求受付場所に前号の通知をし、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第19項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する通知が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

1 7. 株券の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後、本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

1 8. 行使請求受付場所

三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部

1 9. 払込取扱場所

株式会社みずほ銀行 大阪支店

20. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

**オンキヨーホームエンターテイメント株式会社第12回新株予約権  
発行要項**

1. 新株予約権の名称 オンキヨーホームエンターテイメント株式会社第12回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金2,500円（本新株予約権1個当たり1円）
3. 申込期日 2021年1月28日
4. 割当日及び払込期日 2021年1月28日
5. 募集の方法 第三者割当の方法により、全ての本新株予約権をEVO FUNDに割り当てる。
6. 新株予約権の目的である株式の種類及び数の算出方法
  - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社B種種類株式とする。
  - (2) 本新株予約権の目的である株式の総数は2,500株（本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は1株）とする。なお、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。
7. 本新株予約権の総数 2,500個
8. 各本新株予約権の払込金額 金1円
9. (1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法  
 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額（以下に定義する。）に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げる。  
 (2) 本新株予約権の行使により当社が当社B種種類株式を交付（当社B種種類株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社B種種類株式を処分することをいう。以下同じ。）する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、1,000,000円とする。
10. 金銭以外の財産を当該新株予約権の行使に際して出資する旨並びに当該財産の内容及び価額  
 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は、同時に行使された新株予約権の個数に行使価額を乗じて算出された額（1円未満の端数切上げ）を上回る時価を有する本新株予約権者の保有する株式会社REVOLUTIONが発行する普通株式（証券コード：8894、以下「REVOLUTION株式」という。）とする。  
 上記において「時価」とは、出資されるREVOLUTION株式数に本新株予約権の行使請求の効力が生じる日の取引所におけるREVOLUTION株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）を乗じて算出される額をいう。
11. 行使価額の調整
  - (1) 次に掲げる場合、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

- ① 資本金の減少、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。
  - ② その他当社の発行済B種種類株式の価値に影響を与える可能性のある事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- (2) 行使価額の調整により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が 0.1 円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。
  - (3) 行使価額の調整については、円位未満小数第三位まで算出し、その小数第三位を四捨五入する。
  - (4) 本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。
- 1 2. 本新株予約権の行使期間  
2021年1月29日（当日を含む。）から2023年1月28日（当日を含む。）までとする。
  - 1 3. その他の本新株予約権の行使の条件  
本新株予約権の一部行使はできない。
  - 1 4. 新株予約権の取得事由  
本新株予約権に取得事由は存在しない。
  - 1 5. 新株予約権証券の発行  
当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。
  - 1 6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金  
本新株予約権の行使により当社B種種類株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
  - 1 7. 新株予約権の行使請求の方法
    - (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、第12項に定める行使期間中に第19項記載の行使請求受付場所に必要な事項を定めた通知をしなければならない。
    - (2) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、第19項記載の行使請求受付場所に前号の通知をし、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる財産の全てにつき、当社にその所有権を移転させるものとする。
    - (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する通知が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる財産の全てにつき、当社への所有権が移転した日に発生する。

18. 株券の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後、本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

19. 行使請求受付場所 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部

20. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

## オンキヨーホームエンターテイメント株式会社

## A種種類株式の要項

## 1. 株式の名称

オンキヨーホームエンターテイメント株式会社A種種類株式（以下、「A種種類株式」という。）

## 2. 剰余金の配当

## (1) A種優先配当金

当社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当の基準日（以下、「配当基準日」という。）の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種種類株式を有する株主（以下、「A種種類株主」という。）又はA種種類株式の登録株式質権者（A種種類株主と併せて以下、「A種種類株主等」という。）に対し、下記10. (1)に定める支払順位に従い、A種種類株式1株につき、下記(2)に定める額の金銭による剰余金の配当（かかる配当によりA種種類株式1株当たりを支払われる金銭を、以下、「A種優先配当金」という。）を行う。なお、A種優先配当金に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

## (2) A種優先配当金の金額

A種優先配当金の額は、A種種類株式1株当たりの払込金額相当額に、それぞれの半期事業年度末毎に下記算式により算定される年率（以下、「優先配当年率」という。）を乗じて算出した額とする（除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。）。

$$\text{優先配当年率} = \text{日本円TIBOR（6か月物）} + 2.5\%$$

「日本円TIBOR（6か月物）」とは、各半期事業年度の初日（但し、当該日が銀行休業日の場合はその直前の銀行営業日）（以下、「優先配当年率決定日」という。）の午前11時における日本円6か月物トーキョー・インター・バンク・オフアード・レート（日本円TIBOR）として一般社団法人全銀協TIBOR運営機関によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを指すものとする。当該日時に日本円TIBOR（6か月物）が公表されていない場合は、優先配当年率決定日（当該日がロンドンにおける銀行休業日の場合にはその直前のロンドンにおける銀行営業日）において、ロンドン時間午前11時現在のReuters3750ページに表示されるロンドン・インター・バンク・オフアード・レート（ユーロ円LIBOR6か月物（360日ベース））として、インターコンチネンタル取引所（ICE）によって公表される数値又はこれに

準ずると認められる数値を、日本円TIBOR（6か月物）に代えて用いるものとする。  
なお、A種優先配当金の算出に際しては、配当基準日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から当該配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日（但し、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）として日割計算を行うものとする。但し、当該配当基準日の属する事業年度中の、当該配当基準日より前の日を基準日としてA種種類株主等に対し剰余金を配当したときは、当該配当基準日に係るA種優先配当金の額は、その各配当におけるA種優先配当金の合計額を控除した金額とする。

(3) 非参加条項

当社は、A種種類株主等に対しては、A種優先配当金及びA種累積未払配当金相当額（下記(4)に定める。）の額を超えて剰余金の配当を行わない。但し、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(4) 累積条項

ある事業年度に属する日を基準日としてA種種類株主等に対して行われた1株当たりの剰余金の配当（当該事業年度より前の各事業年度に係るA種優先配当金につき本(4)に従い累積したA種累積未払配当金相当額（以下に定義される。）の配当を除く。）の総額が、当該事業年度に係るA種優先配当金の額（当該事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当が行われると仮定した場合において、上記(2)に従い計算されるA種優先配当金の額をいう。但し、かかる計算においては、上記(2)但書の規定は適用されないものとして計算するものとする。）に達しないときは、その不足額は、当該事業年度（以下、本(4)において「不足事業年度」という。）の翌事業年度以降の事業年度に累積する。この場合の累積額は、不足事業年度に係る定時株主総会（以下、本(4)において「不足事業年度定時株主総会」という。）の翌日（同日を含む。）から累積額がA種種類株主等に対して配当される日（同日を含む。）までの間、不足事業年度の翌事業年度以降の各半期事業年度に係る優先配当年率で、1年毎（但し、1年目は不足事業年度定時株主総会の翌日（同日を含む。）から不足事業年度の翌事業年度の末日（同日を含む。）までとする。）の複利計算により算出した金額を加算した金額とする。なお、当該計算は、1年を365日（但し、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。本(4)に従い累積する金額（以下、「A種累積未払配当金相当額」という。）については、下記10.(1)に定

める支払順位に従い、A種種類株主等に対して配当する。

### 3. 残余財産の分配

#### (1) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、A種種類株主等に対し、下記10.(2)に定める支払順位に従い、A種種類株式1株につき、A種種類株式1株当たりの払込金額相当額に、A種累積未払配当金相当額及び下記(3)に定めるA種日割未払優先配当金額を加えた額（以下、「A種残余財産分配額」という。）の金銭を支払う。但し、本(1)においては、残余財産の分配が行われる日（以下、「分配日」という。）が配当基準日の翌日（同日を含む。）から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われぬものとみなしてA種累積未払配当金相当額を計算する。なお、A種残余財産分配額に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

#### (2) 非参加条項

A種種類株主等に対しては、上記(1)のほか、残余財産の分配は行わない。

#### (3) 日割未払優先配当金額

A種種類株式1株当たりの日割未払優先配当金額は、分配日の属する事業年度において、分配日を基準日としてA種優先配当金の支払がなされたと仮定した場合に、上記2.(2)に従い計算されるA種優先配当金相当額とする（以下、A種種類株式1株当たりの日割未払優先配当金額を「A種日割未払優先配当金額」という。）。

### 4. 議決権

A種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

### 5. 金銭を対価とする取得請求権

#### (1) 金銭対価取得請求権

A種種類株主は、2021年1月28日以降、償還請求日（以下に定義する。）における分配可能額（会社法第461条第2項に定める分配可能額をいう。）（以下、「償還請求可能額」という。）が正の値であるときに限り、毎月1日（当該日が銀行営業日でない場合には翌銀行営業日とする。）を償還請求が効力を生じる日（以下、「償還請求日」という。）として、償還請求日の10銀行営業日前までに当社に対して、金銭の交付と引換えに、その有するA種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること（以下、「償還請求」という。）ができるものとし、



当社は、当該償還請求に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、当該償還請求に係るA種種類株式の数に、(i) A種種類株式1株当たりの払込金額相当額並びに(ii) A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、A種種類株主に対して交付するものとする。なお、本(1)においては、A種累積未払配当金相当額の計算及びA種日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をそれぞれ「償還請求日」と読み替えて、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額を計算する。但し、同一の日を償還請求日として償還請求がなされたA種種類株式及びB種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額並びに当該償還請求日と同一の日を現物償還請求日として現物償還請求がなされたB種種類株式の取得と引換えに交付することとなるREVOLUTION株式及び金銭の額の合計額が、償還請求日における償還請求可能額から同一の日を償還請求日として償還請求がなされたC種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額を控除した額を超える場合には、償還請求がなされたA種種類株式及びB種種類株式並びに現物償還請求がなされたB種種類株式の数に応じた比例按分の方法により、かかる合計額が償還請求可能額から同一の日を償還請求日として償還請求がなされたC種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額を控除した額を超えない範囲内においてのみA種種類株式及びB種種類株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかったA種種類株式及びB種種類株式については、償還請求又は現物償還請求がなされなかったものとみなす。

(2) 償還請求受付場所

三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部

(3) 償還請求の効力発生

償還請求事前通知の効力は、償還請求事前通知に要する書類が上記(2)に記載する償還請求受付場所に到達したときに発生する。償還請求の効力は、当該償還請求事前通知に係る償還請求日において発生する。

6. 金銭を対価とする取得条項

当社は、2022年1月28日以降いつでも、当社の取締役会が別に定める日（以下、「金銭対価償還日」という。）が到来することをもって、A種種類株主等に対して、金銭対価償還日の10銀行営業日前までに書面による通知（撤回不能とする。）を行った上で、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、A種種類株式の全部又は一部を取得することができる（以下、「金銭対価償還」という。）ものとし、当社は、当該金銭対価償還に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、当該金銭対価償還に係るA種種類株式の数に、(i) A種種類株式1株当たりの払込金額相当額に110%を乗

じて得られる額並びに(ii) A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、A種種類株主に対して交付するものとする。なお、本6.においては、A種累積未払配当金相当額の計算及びA種日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をそれぞれ「金銭対価償還日」と読み替えて、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価償還に係るA種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。なお、A種種類株式の一部を取得するときは、比例按分の方法による。

#### 7. 譲渡制限

A種種類株式を譲渡により取得するには、当社の取締役会の承認を受けなければならない。

#### 8. 自己株式の取得に際しての売主追加請求権の排除

当社が株主総会の決議によってA種種類株主との合意により当該A種種類株主の有するA種種類株式の全部又は一部を取得する旨を決定する場合には、会社法第160条第2項及び第3項の規定を適用しないものとする。

#### 9. 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

- (1) 当社は、A種種類株式について株式の分割又は併合を行わない。
- (2) 当社は、A種種類株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
- (3) 当社は、A種種類株主には、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

#### 10. 優先順位

- (1) A種優先配当金、B種優先配当金及びC種優先配当金（以下、あわせて「優先配当金」という。）、A種累積未払配当金相当額、B種累積未払配当金相当額及びC種累積未払配当金相当額（以下、あわせて「累積未払配当金相当額」という。）並びに普通株式を有する株主（以下、「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下、普通株主とあわせて「普通株主等」という。）に対する剰余金の配当の支払順位は、C種累積未払配当金相当額が第1順位、C種優先配当金が第2順位、A種累積未払配当金相当額及びB種累積未払配当金相当額が第3順位（A種累積未払配当金相当額及びB種累積未払配当金相当額の間では同順位とする。）、A種優先配当金及びB種優先配当金が第4順位（A種優先配当金及びB種優先配当金の間では同順位とする。）、普通株主等に対する剰余金の配当が第5順位とする。

- (2) A種種類株式、B種種類株式及びC種種類株式（以下、あわせて「種類株式」という。）並びに普通株式に係る残余財産の分配の支払順位は、C種種類株式に係る残余財産の分配を第1順位、A種種類株式及びB種種類株式に係る残余財産の分配を第2順位（A種種類株式及びB種種類株式の間では同順位とする。）、普通株式に係る残余財産の分配を第3順位とする。
- (3) 当社が剰余金の配当又は残余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により剰余金の配当又は残余財産の分配を行う。

11. 種類株主総会

当社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、A種種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

12. 単元株式数

A種種類株式につき1株とする。

13. 発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数

当社の発行可能株式総数は、55,000万株とし、当社の発行可能種類株式総数は、それぞれ次のとおりとする。

普通株式 55,000万株  
A種種類株式 2,500株  
B種種類株式 2,500株  
C種種類株式 7,500株

14. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) その他A種種類株式発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以上

## オンキヨーホームエンターテイメント株式会社

## B種種類株式の要項

## 1. 株式の名称

オンキヨーホームエンターテイメント株式会社B種種類株式（以下、「B種種類株式」という。）

## 2. 剰余金の配当

## (1) B種優先配当金

当社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当の基準日（以下、「配当基準日」という。）の最終の株主名簿に記載又は記録されたB種種類株式を有する株主（以下、「B種種類株主」という。）又はB種種類株式の登録株式質権者（B種種類株主と併せて以下、「B種種類株主等」という。）に対し、下記11. (1)に定める支払順位に従い、B種種類株式1株につき、下記(2)に定める額の金銭による剰余金の配当（かかる配当によりB種種類株式1株当たりを支払われる金銭を、以下、「B種優先配当金」という。）を行う。なお、B種優先配当金に、各B種種類株主等が権利を有するB種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

## (2) B種優先配当金の金額

B種優先配当金の額は、B種種類株式1株当たりの払込金額相当額に、それぞれの半期事業年度末毎に下記算式により算定される年率（以下、「優先配当年率」という。）を乗じて算出した額とする（除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。）。

$$\text{優先配当年率} = \text{日本円TIBOR（6か月物）} + 2.5\%$$

「日本円TIBOR（6か月物）」とは、各半期事業年度の初日（但し、当該日が銀行休業日の場合はその直前の銀行営業日）（以下、「優先配当年率決定日」という。）の午前11時における日本円6か月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート（日本円TIBOR）として一般社団法人全銀協TIBOR運営機関によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを指すものとする。当該日時に日本円TIBOR（6か月物）が公表されていない場合は、優先配当年率決定日（当該日がロンドンにおける銀行休業日の場合にはその直前のロンドンにおける銀行営業日）において、ロンドン時間午前11時現在のReuters3750 ページに表示されるロンドン・インター・バンク・オファード・レート（ユーロ円LIBOR6か月物（360日ベース））として、インターコンチネンタル取引所（ICE）によって公表される数値又はこれに

準ずると認められる数値を、日本円TIBOR（6か月物）に代えて用いるものとする。  
なお、B種優先配当金の算出に際しては、配当基準日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から当該配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日（但し、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）として日割計算を行うものとする。但し、当該配当基準日の属する事業年度中の、当該配当基準日より前の日を基準日としてB種種類株主等に対し剰余金を配当したときは、当該配当基準日に係るB種優先配当金の額は、その各配当におけるB種優先配当金の合計額を控除した金額とする。

(3) 非参加条項

当社は、B種種類株主等に対しては、B種優先配当金及びB種累積未払配当金相当額（下記(4)に定める。）の額を超えて剰余金の配当を行わない。但し、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(4) 累積条項

ある事業年度に属する日を基準日としてB種種類株主等に対して行われた1株当たりの剰余金の配当（当該事業年度より前の各事業年度に係るB種優先配当金につき本(4)に従い累積したB種累積未払配当金相当額（以下に定義される。）の配当を除く。）の総額が、当該事業年度に係るB種優先配当金の額（当該事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当が行われると仮定した場合において、上記(2)に従い計算されるB種優先配当金の額をいう。但し、かかる計算においては、上記(2)但書の規定は適用されないものとして計算するものとする。）に達しないときは、その不足額は、当該事業年度（以下、本(4)において「不足事業年度」という。）の翌事業年度以降の事業年度に累積する。この場合の累積額は、不足事業年度に係る定時株主総会（以下、本(4)において「不足事業年度定時株主総会」という。）の翌日（同日を含む。）から累積額がB種種類株主等に対して配当される日（同日を含む。）までの間、不足事業年度の翌事業年度以降の各半期事業年度に係る優先配当年率で、1年毎（但し、1年目は不足事業年度定時株主総会の翌日（同日を含む。）から不足事業年度の翌事業年度の末日（同日を含む。）までとする。）の複利計算により算出した金額を加算した金額とする。なお、当該計算は、1年を365日（但し、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。本(4)に従い累積する金額（以下、「B種累積未払配当金相当額」という。）については、下記11.(1)に定

める支払順位に従い、B種種類株主等に対して配当する。

### 3. 残余財産の分配

#### (1) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、B種種類株主等に対し、下記11.(2)に定める支払順位に従い、B種種類株式1株につき、B種種類株式1株当たりの払込金額相当額に、B種累積未払配当金相当額及び下記(3)に定めるB種日割未払優先配当金額を加えた額（以下、「B種残余財産分配額」という。）の金銭を支払う。但し、本(1)においては、残余財産の分配が行われる日（以下、「分配日」という。）が配当基準日の翌日（同日を含む。）から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われなものとみなしてB種累積未払配当金相当額を計算する。なお、B種残余財産分配額に、各B種種類株主等が権利を有するB種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

#### (2) 非参加条項

B種種類株主等に対しては、上記(1)のほか、残余財産の分配は行わない。

#### (3) 日割未払優先配当金額

B種種類株式1株当たりの日割未払優先配当金額は、分配日の属する事業年度において、分配日を基準日としてB種優先配当金の支払がなされたと仮定した場合に、上記2.(2)に従い計算されるB種優先配当金相当額とする（以下、B種種類株式1株当たりの日割未払優先配当金額を「B種日割未払優先配当金額」という。）。

### 4. 議決権

B種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

### 5. 金銭を対価とする取得請求権

#### (1) 金銭対価取得請求権

B種種類株主は、2021年1月28日以降、償還請求日（以下に定義する。）における分配可能額（会社法第461条第2項に定める分配可能額をいう。）（以下、「償還請求可能額」という。）が正の値であるときに限り、毎月1日（当該日が銀行営業日でない場合には翌銀行営業日とする。）を償還請求が効力を生じる日（以下、「償還請求日」という。）として、償還請求日の10銀行営業日前までに当社に対して、金銭の交付と引換えに、その有するB種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること（以下、「償還請求」という。）ができるものとし、

当社は、当該償還請求に係るB種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、当該償還請求に係るB種種類株式の数に、(i) B種種類株式1株当たりの払込金額相当額並びに(ii) B種累積未払配当金相当額及びB種日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、B種種類株主に対して交付するものとする。なお、本(1)においては、B種累積未払配当金相当額の計算及びB種日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をそれぞれ「償還請求日」と読み替えて、B種累積未払配当金相当額及びB種日割未払優先配当金額を計算する。但し、同一の日を償還請求日として償還請求がなされたA種種類株式及びB種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額並びに当該償還請求日と同一の日を現物償還請求日として現物償還請求がなされたB種種類株式の取得と引換えに交付することとなるREVOLUTION株式及び金銭の額の合計額が、償還請求日における償還請求可能額から同一の日を償還請求日として償還請求がなされたC種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額を控除した額を超える場合には、償還請求がなされたA種種類株式及びB種種類株式並びに現物償還請求がなされたB種種類株式の数に応じた比例按分の方法により、かかる合計額が償還請求可能額から同一の日を償還請求日として償還請求がなされたC種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額を控除した額を超えない範囲内においてのみA種種類株式及びB種種類株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかったA種種類株式及びB種種類株式については、償還請求又は現物償還請求がなされなかったものとみなす。

(2) 償還請求受付場所

三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部

(3) 償還請求の効力発生

償還請求事前通知の効力は、償還請求事前通知に要する書類が上記(2)に記載する償還請求受付場所に到達したときに発生する。償還請求の効力は、当該償還請求事前通知に係る償還請求日において発生する。

6. REVOLUTION株式を対価とする取得請求権

(1) REVOLUTION株式対価取得請求権

B種種類株主は、2021年1月28日以降、現物償還請求日（以下に定義する。）における償還請求可能額が正の値であるときに限り、毎月1日（当該日が銀行営業日でない場合には翌銀行営業日とする。）を現物償還請求が効力を生じる日（以下、「現物償還請求日」という。）として、現物償還請求日の10銀行営業日前までに当社に対して、当社が保有する株式会社REVOLUTIONが発行する普通株式（証券コード：8894。以下、「REVOLUTION株式」という。）及び金銭の交付と引換え

に、その有するB種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること（以下、「現物償還請求」という。）ができるものとし、当社は、当該現物償還請求に係るB種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、下記(2)に定めるREVOLUTION株式及び金銭を、B種種類株主に対して交付する。但し、現物償還請求日において現物償還請求がなされたB種種類株式の取得と引換えに交付することとなるREVOLUTION株式及び金銭の額の合計額と現物償還請求日と同一の日を償還請求日として償還請求がなされたA種種類株式及びB種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額の合計額が、現物償還請求日における償還請求可能額から現物償還請求日と同一の日を償還請求日として償還請求がなされたC種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額を控除した額を超える場合には、現物償還請求がなされたB種種類株式並びに償還請求がなされたA種種類株式及びB種種類株式の数に応じた比例按分の方法により、かかる合計額が償還請求可能額から現物償還請求日と同一の日を償還請求日として償還請求がなされたC種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額を控除した額を超えない範囲内においてのみA種種類株式及びB種種類株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかったA種種類株式及びB種種類株式については、償還請求又は現物償還請求がなされなかったものとみなす。

## (2) 現物償還交付財産の内容

(a) 現物償還請求がなされたB種種類株式の対価として交付する財産は、当社が保有するREVOLUTION株式の時価（第(c)号に定義する。）の合計額（以下、「現物交付REVOLUTION株式価額」という。）が当該現物償還請求にかかるB種種類株式にかかる現物償還交付額（第(b)号に定義する。）以下で最大となるようなREVOLUTION株式及び現物償還交付額と現物交付REVOLUTION株式価額の差額に相当する金銭とする。

### (b) 現物償還交付額

第(a)号において「現物償還交付額」とは、当該現物償還請求にかかるB種種類株式の数に、(i) B種種類株式1株当たりの払込金額相当額並びに(ii) B種累積未払配当金相当額及びB種日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額をいう。

なお、本号においては、B種累積未払配当金相当額の計算及びB種日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をそれぞれ「現物償還請求日」と読み替えて、B種累積未払配当金相当額及びB種日割未払優先配当金額を計算する。



(c) REVOLUTION株式の時価とは、現物償還請求日の株式会社東京証券取引所におけるREVOLUTION株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）をいう。

(3) 現物償還請求受付場所

三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部

(4) 現物償還請求の効力発生

現物償還請求事前通知の効力は、現物償還請求事前通知に要する書類が上記(3)に記載する現物償還請求受付場所に到達したときに発生する。現物償還請求の効力は、当該現物償還請求事前通知に係る現物償還請求日において発生する。

7. 金銭を対価とする取得条項

当社は、2022年1月28日以降いつでも、当社の取締役会が別に定める日（以下、「金銭対価償還日」という。）が到来することをもって、B種種類株主等に対して、金銭対価償還日の10銀行営業日前までに書面による通知（撤回不能とする。）を行った上で、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、B種種類株式の全部又は一部を取得することができる（以下、「金銭対価償還」という。）ものとし、当社は、当該金銭対価償還に係るB種種類株式を取得するのと引換えに、当該金銭対価償還に係るB種種類株式の数に、(i) B種種類株式1株当たりの払込金額相当額に110%を乗じて得られる額並びに(ii) B種累積未払配当金相当額及びB種日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、B種種類株主に対して交付するものとする。なお、本7.においては、B種累積未払配当金相当額の計算及びB種日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をそれぞれ「金銭対価償還日」と読み替えて、B種累積未払配当金相当額及びB種日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価償還に係るB種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。なお、B種種類株式の一部を取得するときは、比例按分の方法による。

8. 譲渡制限

B種種類株式を譲渡により取得するには、当社の取締役会の承認を受けなければならない。

9. 自己株式の取得に際しての売主追加請求権の排除

当社が株主総会の決議によってB種種類株主との合意により当該B種種類株主の有するB種種類株式の全部又は一部を取得する旨を決定する場合には、会社法第160条第2項及び第3項の規定を適用しないものとする。

10. 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

- (1) 当社は、B種種類株式について株式の分割又は併合を行わない。
- (2) 当社は、B種種類株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
- (3) 当社は、B種種類株主には、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

11. 優先順位

- (1) A種優先配当金、B種優先配当金及びC種優先配当金（以下、あわせて「優先配当金」という。）、A種累積未払配当金相当額、B種累積未払配当金相当額及びC種累積未払配当金相当額（以下、あわせて「累積未払配当金相当額」という。）並びに普通株式を有する株主（以下、「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下、普通株主とあわせて「普通株主等」という。）に対する剰余金の配当の支払順位は、C種累積未払配当金相当額が第1順位、C種優先配当金が第2順位、A種累積未払配当金相当額及びB種累積未払配当金相当額が第3順位（A種累積未払配当金相当額及びB種累積未払配当金相当額の間では同順位とする）、A種優先配当金及びB種優先配当金が第4順位（A種優先配当金及びB種優先配当金の間では同順位とする。）、普通株主等に対する剰余金の配当が第5順位とする。
- (2) A種種類株式、B種種類株式及びC種種類株式（以下、あわせて「種類株式」という。）並びに普通株式に係る残余財産の分配の支払順位は、C種種類株式に係る残余財産の分配を第1順位、A種種類株式及びB種種類株式に係る残余財産の分配を第2順位（A種種類株式及びB種種類株式の間では同順位とする。）、普通株式に係る残余財産の分配を第3順位とする。
- (3) 当社が剰余金の配当又は残余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により剰余金の配当又は残余財産の分配を行う。

12. 種類株主総会

当社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、B種種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

13. 単元株式数

B種種類株式につき1株とする。

14. 発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数

当社の発行可能株式総数は、55,000万株とし、当社の発行可能種類株式総数は、それぞれ次のとおりとする。

普通株式 55,000万株

A種種類株式 2,500株

B種種類株式 2,500株

C種種類株式 7,500株

15. その他

(1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

(2) その他B種種類株式発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以上